

平成16年厚岸町議会第1回定例会		
平成16年度各会計予算審査特別委員会会議録		
招 集 期 日	平成16年3月10日	
招 集 場 所	厚 岸 町 議 場	
開 閉 日 時	開 会	平成16年3月23日 午前10時00分
	閉 会	平成16年3月23日 午後 5時29分

1. 出席委員並びに欠席委員

議 席 番 号	氏 名	出席○ 欠席×	議 席 番 号	氏 名	出席○ 欠席×
1	室 崎 正 之	○	11	岩 谷 仁 悦 郎	○
2	安 達 由 圃	○	12	谷 口 弘	○
3	南 谷 健	○	13	菊 池 賛	○
4	小 澤 準	○	14	田 宮 勤 司	○
5	中 川 孝 之	○	15	佐 齋 周 二	○
6	佐 藤 淳 一	○	16	竹 田 敏 夫	○
7	中 屋 敦	○	17	鹿 野 昇	×
8	音 喜 多 政 東	○			
9	松 岡 安 次	○			
10	池 田 實	○			
以上の結果 出席委員 16名 欠席委員 1名					

1. 議場に出席した事務局職員

事 務 局 長	議 事 係 長	
小 倉 利 一	高 橋 政 一	

1. 厚岸町議会委員会条例第19条により説明のため出席した者の氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	若狭 靖	特別養護老人	藤田 稔
助役	大沼 隆	ホーム施設長	
収入役	黒田 庄司	デイサービス	玉田 勝幸
総務課長	田辺 正保	センター施設長	
行財政課長	斉藤 健一	監査委員	今村 實
まちづくり 推進課長	福田 美樹夫	監査事務局長	阿野 幸男
		教育長	富澤 泰
税務課長	大野 榮司	教委管理課長	柿崎 修一
町民課長	久保 一将	教委生涯	松浦 正之
保健福祉課長	大平 裕一	学習課長	
環境政策課長	松澤 武夫	教委体育	大野 繁嗣
農政課長	西野 清	振興課長	
水産課長	大崎 広也	教委指導室長	大場 和典
商工観光課長	高根 行晴	農委事務局長	藤田 稔
建設課長	北村 誠	教委管理	米内山 法敏
水道課長	山崎 国雄	課長補佐	
病院事務長	古川 福一		

厚岸町議会第1回定例会議事日程

(16.3.23)

日 程	議 案 番 号	件 名
		(平成16年度各会計予算審査特別委員会)

委員長

ただいまより平成16年度各会計予算審査特別委員会を開会いたします。

開会時刻 10時00分

委員長

昨日に引き続き、平成16年度厚岸町一般会計予算を議題といたします。

241ページをお開きください。241ページ、7款土木費より進めてまいります。

7款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費。

14番、田宮委員。

14番

北海道災害復旧促進協会、去年は5,000円でしたけれども、23万4,000円ということになっていますが、これは。

委員長

建設課長。

建設課長

お答え申し上げます。

北海道災害復旧促進協会の負担金そのものは、従来、災害の協会の基本額だけの負担金だったんですけれども、昨年9月26日に平成15年の十勝釧路沖地震で被災をしたと。被災額そのものが今度は事業割という形で計算されます。したがって、町の被災額2億4,000万、さらに北海道の厚岸にかかわる分の400万足した、そのパーセンテージの中で事業額分の負担額が決まってくるという形でございます。

ただ、今現在もう既に23万4,000円措置、補正を上げているんですけれども、昨年12月下旬に災害採択になりました。したがって、申請額で当然予算措置しているんですけれども、今度、決定額に伴って今年度中に減額補正されると、決定に基づいて減ってくるという形でございますので、ご理解いただきたいと思います。

委員長

14番。

14番

こういう上部団体がたくさんありますよね。結局、その分野その分野でのその年の事業量によって、悪く言えばピンはねされると。そして、天下り官僚を育てるといような仕組みになっているんでないかと思うんですが、全体的にそうでしょうか。

委員長

建設課長。

建設課長

当然、この事業費割によって事業のスムーズな遂行とか図るための団体でございますので、そういう形で私どもは理解してございます。

委員長

14番。

14番

こういう団体にその年の事業によって結局負担金を納めると。それがないと、何か事業をやっていく上に、あるいは事業をこれからふやしていく上で支障があるん

委員 長 建設課長。建設課長。

建設課長 災害にかかわる指針であるとか、いろんなものの本等も発行されてございます、その団体では。当然それらが私どもの事務事業というか、技術的な仕事の中に生かされるという形で理解してございます。

委員 長 14番。

14番 行財政課長、入ってきたから。あなた、財政のあれだから。

委員 長 今、災害復旧促進協議会のことについてお尋ねをしておりますが、こういう団体がそれぞれの分野でありますよね。それで、今も論議していたんだけど、事業量によって負担金を納めなきゃならないということになっているんですが、あなた方は、上部団体について、予算の方針の中でどういうふうこれから考えていくかというのを示しておられますが、こういうことについてはどういうふうにお考えになっておられるんですか。

委員 長 行財政課長。

行財政課長 負担金の考え方で、今年度から事務事業評価の中で取り扱いを進めてまいりました。会員会費的なもの、いわゆる事業費の経費配分による負担の方法等々、その負担金の性格上といいますか、種々いろんなものがありました。いずれにいたしましても、この負担金補助及び交付金の関係については、私どもといたしましては、初年度、平成16年度、廃止47項目を含めて取り組んでまいりましたけれども、今回の部分についての事業に伴う負担金の精査については、まだ最終的にすべてを終わっているわけではございません。そういう意味で、これらについて3年ぐらいをめぐりに中身の評価をしながら、負担金のあり方について、今検証しようとしているスタートの段階に立たせていただいたということでもありますので、ご理解を願いたい。

委員 長 いずれにいたしましても、事業関係の負担金につきましては、各現課においてはその負担割合を含めて事業の効果も含めて、総会、決算等も行われておまして出てきておりますけれども、それが果たしてどういうものかということを含めて、今検証の最中でありまして、いわゆる今の事業関係については再度、平成16年度の中で評価をやはり検証してみなければならないというふうに思っていた矢先であります。

委員 長 14番。

14 番 そうだろうと思うんです。いろいろありますよね、それぞれの分野であります、その組織がどういう定款や規約によって運営されているのか、役員構成はどうなっているのか、天下り官僚によって支配されているのかどうか。それから、事業量によってピンはねのように、建設課長に話したんですけれども、こうやって負担金を納めなければならない。財政が非常に厳しくなっているわけですから、そのところまで、やはり追及して明確に把握していかないと私はだめだというふうに思うんです。そんな余分な金はないわけですから、町には。その点で、再度ご答弁をいただきたい。

委員長 行財政課長。

行財政課長 この取り組みについては、昨年の9月から特に負担金、補助金について、この内容についての評価を始めました。いずれにいたしましても、今委員おっしゃいます部分を含めてきちんとした——我々としては一応評価表を持ってございますけれども、それは我々の考えている評価表でございまして、その団体にすぐにそのものやっただくということにはなっていないのも実態であります。その辺を含めて、脱会含めて減額等々、この厳しい状況でございますから、今年度もさきの質問等の中での効果も出ておりますし、さらにこれについては、我々は16年度、17年度に分けてきちんとした評価をしてまいりたいと思っております。

委員長 よろしいですか。

14 番 はい。

委員長 他にございますか。

(なし)

委員長 なければ先に進みます。

2目土木車両管理費。

ありませんか。

(なし)

委員長 3目土木用地費。

(なし)

委員長 進みます。

(なし)

委員長 4目地籍調査費。

(な し)

委員長 進みます。

2項道路橋梁費、1目道路橋梁維持費。

ありませんか。

(な し)

委員長 2目道路新設改良費。

9番、松岡委員。

9番 2点ほどお聞きします。

3カ年実施計画によりますと、白浜町山の手通り改良舗装事業は、前年次、15年から17年までにやるということでございましたが、今回の建設改良費を見ると……

委員長 携帯の電源はお切りください。

9番 今切りました。すみません。

15年から18年までになっていますね。これが1年延びたということと、それから、別寒辺牛等の舗装事業も昨年の計画では15年から17年だったが、これも18年まで延びたと。この1年延期になった理由をお聞かせください。

委員長 建設課長。

建設課長 お答え申し上げます。

道路整備新設改良に当たっての山の手通り、さらには別寒辺牛道路、どちらもそうなんですけれども、当然やはり距離と改良等の費用が大きくなるという形の中で、事業実施配分、その中で、この2つとも一応防衛庁の交付金事業という形の中で、事業配分の中で若干事業延長になったという形で、特に予算の張りつけ関係で年度が1年遅くなったという形でございますので、ご理解いただきたいと思います。

委員長 9番。

9番 ということは、防衛庁の交付金の対象が1年延びちゃったということなんですね。しかし、これは15年からですから、計画書を上げてるでしょう、防衛庁にも。それが計画どおりにいかないということ、ちょっと防衛庁も無責任だと思うんですね。その計画を了承して、そして昨年度予算に上げたんでしょう。

それがまた、まあ予算がないと言えば、国もそうだから仕方がないと言えば仕方がないかもしれぬけれども、これでは地方の計画がどんどん変わっていくんですよ、国の出方によって。そのあたり、やはり嚴重に抗議すべきだと思うんですね。17年

までにできるという計画を出して防衛庁の方に予算を要求したわけですから。それが了承されて、前年度は3カ年実施計画に盛ったわけでしょう。

町の一般財源が足りなくてやらないというんだったら、これは今の財政の厳しいときですから理解もできますけれども、だけれども防衛庁の、一回ちゃんと計画を了承しておきながら、あえて予算がないということで延ばすということはいかななものかと私は思うんですけれども、その点についてのご説明をお願いしたいと思います。

委員長
まちづくり
推進課長

まちづくり推進課長。

お答え申し上げます。

この事情につきましては、防衛庁の事情ではなくて、町の財政事情によるものがあります。

といいますのは、投資的経費の中で防衛庁の交付金は大変高い割合を占めております。したがって、必要な投資的な事業につきましては防衛庁の交付金に頼らざるを得ないということがありまして、トータルの計画の中で、他の事業を前倒ししなければならない、あるいは新たな事業が入ってくるといったようなことを踏まえて、総合的に厚岸町の方で調整をして、その都度防衛庁の方へ計画を出すということでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

委員長
9 番

9 番。

そうすると、町の都合によって防衛庁の方に計画変更したと。建設課長はそう答えていないですよ。答弁の不一致ですよ、それ。

委員長
建設課長

建設課長。

基本的には、この道路をこういう形で整備していきたいという年次張りつけは、きちっと決めた形で防衛と協議するわけじゃなく、全体路線ではそういう形で計画している。したがって、あとは、それに対する交付金事業の年度張りつけ等がございまして調整して、この部分についてはこういうふうになったという形で、たまたま私どもの方としては、当初考えた3カ年でやろうとする部分が年次張りつけの中でおくれたという形での説明でございますので、ご理解いただきたいと思いません。

委員長
9 番

9 番。

そうすると、町の計画の甘さというのか、去年はそういうことでやったんだけれ

ども、ことし財政事情が厳しいからこういうふうになったと、そういうふう理解していいんですね。

委員 長

まちづくり推進課長。

まちづくり
推進課長

もう既にご存じのように、地方交付税等が予想を超えて減額をされるということで、投資的経費に回せる一般財源というのが非常に少なくなっております。したがって、投資的経費の財源として防衛庁交付金に頼る割合が高くなるということになってまいりまして、そういった意味で、例えば15年度中に計画していたとおりその交付金を使ってしまいますと、ほかのものができないといったようなこともありまして、トータルの調整の中でやっているものであります。

防衛庁の交付金というのは単年度主義でありまして、基本的には。計画としては全体を提出いたしますが、事業が、例えば道路であれば15年度から20年度というふうにそういう計画を出しますと、その間で続けて実施することによって事業費を抑えて実施年度を延長することについては、防衛庁については何も問題はないということになっておりますので、町としてはそういう対応をしているところでございます。

委員 長

9 番。

9 番

この平成15年度の3カ年実施計画も町民はみんな見ているんですよ。別寒辺牛の人間、あるいは白浜町に住んでいる人間は、この去年の実施計画を見て非常に期待しているわけですよ。それが町の都合でもってこういうふうになった。これは完全に計画の甘さだと私は言わざるを得ないですね。もう少しそこらあたりきちっと、予算にしても、この3カ年計画をつくるにしても、きちっとしたあれでもってやてください。

あなた方、予算の都合上延ばさざるを得ないんだと、そういうことかもしれんけれども、住民の期待感というものはそんなものじゃないはずですよ。その責任をきちっとあなた方は見つめなきゃならぬと思いますね。それが大事なことじゃないですか。この16年度の3カ年実施計画を地区の住民の人たちが見たら、「何だ、町のやっていること」、こうなりますよ。その説明責任があなた方にはあるはずですよ。

これは地区の懇談会に行っても何しても、そのことをきちっと説明しなければ住民は納得しないと思いますよ。こんな立派な計画書に載せたものを、簡単にそういうことでもって変えてしまう。これは、はっきり言ったらあなた方の計画の甘さです

委員 長
まちづくり
推進課長

よ。そう言わざるを得ない。これについてどうお考えですか。

まちづくり推進課長。

お答え申し上げます。

先ほども申し上げましたように、投資的経費に回せる一般財源が非常に少なくなっております。防衛庁の交付金に頼る割合が高くなるということになっております。それで、去年からそうなのでありますが、平成16年度に出しました第5次の実施計画におきましても、年次別一般財源推定表の中で、一番下の方に、例えば17年度の財源捻出必要額というような項がありまして、そこで3億7,784万5,000円という数字をお示ししている。これは何を意味するかと言いますと、今のところ、この財源を捻出するめどが立っていないということをあらわしているものであります。15年度の財源内訳の推定表についてもこういう数字をお示ししているところであります。それだけ投資的経費に回せる一般財源が狭められてる。したがって、例えば16年度現在では、17年度の投資的経費に回せる一般財源はまだ見通しが立たないということを示しているわけであります。我々としては、実施計画どおり粛々と進めたいというのはやまやまでありますけれども、そういう事情がありますので、スムーズには進められないということもご理解をいただきたいと思っております。

委員 長
9 番

9 番。

先ほども言ったように、町民に対する説明責任をはっきりとってください。町民にきちっとやはり理解を求めてください。それが一番大事だと思うんですよ。

委員 長
町 長

町長。

お答えをさせていただきます。

実施計画とその実行性の関係であります。ただいま担当それぞれの課長からご答弁がございましたとおり、将来を見通しての第4期厚岸町総合計画に基づいてのそれぞれの年次3カ年計画になっております。

確かにご指摘のように、計画に基づいてまちづくりは推進をしていかなければならないことは当然であります。さらにはまた、町長自体の公約、そしてまた政策の実行というのは、町民に向けては極めて重いものであります。

しかしながら、今日の厚岸町の財政、先ほど来からも議論がありましたけれども、予想だにしない極めて厳しい減額の状況にあるわけであります。そういう中で優先順位を決めていくわけですが、確かに計画にのったから、それは直ちに実行

すべきであるという町民に向けての期待感はあるかと思えます。我々も、それに向けて政策の推進をしていかなければならないことは当然であります。しかしながら、今日の財政がこのような状況であるという中で、やむを得ず後年度に回すとか、いろいろな工夫をしながらその計画を実行しなければならないということはやむを得ない今日であります。

そういう意味で、この3カ年実施計画においてもローリングということをやっております。といいますのは、すべてを100%実行できるかできないか、毎年毎年ローリングしながらやるということも考えておるわけございまして、どうかその点ご理解をいただき、やはり公約、そしてまた政策の実行というのは極めて重いという認識を持ちながら行政を推進していることをご理解賜りたいと存じます。

9 番
委員長

いいです。

いいですか。

14番、田宮委員。

14 番

全体的な問題についてお尋ねをしたいんですが、土木費は昨年と比べますと大体半分ですね。16億あったものが8億。普通建設事業についても、昨年度は19億5,000万ありましたが、今年度は15億、4億5,000万減額なんですね。

私が一つ言いたいことは、問題は、建設業界の問題なんです。むだな公共事業を省くということは当然のことではありますが、しかし一方では、財政全体を見ながら整合性を持たせて計画的に公共事業を進めると、こういうことも必要なことなんです。ところが、先行きの見通しは必ずしも楽観できない。さらに財政的には厳しくなっていく。こうなってきますと、公共事業がさらに減るんじゃないかというふうに心配されるわけです。

その中で、建設業界が生きていけるのかどうなのか。そこに雇用される者が路頭に迷う結果になっていくのではないかと。ここのところは非常に大きな問題ではないか。地域経済に及ぼす影響、雇用の面からいってもですね。その辺の見通しはどのようにお考えですか。

委員長
建設課長

建設課長。

お答え申し上げます。

確かに、特に最近大きく公共事業費が減額になってきているというのは、もう質問者の言われるとおりでございます。したがって、発注する工事もそういう形

では減ってくる。当然、それに伴う建設業者の受注額が減ることによって、そこに働く会社の経営そのものに対しても影響してくるという形は、そういう認識はしてございます。

しかしながら、実際には町のこういう財政がきつい中では、有利な補助事業を引っ張ってやるとかいろんな形の中で模索しておりますけれども、先ほどの質問者ともあれなんですけれども、やはり町の今の財源という状況の中では、今の段階というのは我慢の時期、いかに少ない事業の中で効果を上げるかという手法を選択せざるを得ないという形で理解してございます。

ただ、今の時期、どうしても間口を広げた仕事は無理ですけれども、業者さんたちも、やはり厳しい中での厳しい営業で今は切り抜けていただいて次につなげていただきたいと思いますというような形。それと、厚岸だけではなく、やはり他地区からの仕事の受注とかそういう営業努力も当然必要なことと、そういうふうに認識してございます。

いずれにしても、あと何年続くかわかりませんが、この厳しい時代、業界とも一応協議をしながら、できるだけ発注の機会を得るような努力もしていきたいと、そういうふうに考えてございます。

委員 長

14番。

14 番

建設業界も現状のままでは大変だということで、ある程度いろんなことを考えているようではありますが、その現況については把握しておられますか。

委員 長

建設課長。

建設課長

特に土木の関係なんですけれども、最近、従来土木だけだったものが、実際には釧路太田農協が事業の分別化という形の中では、採草した草を運ぶとかそういう中に土建業者さんが参入していているという形では聞いております。

委員 長

14番。

14 番

全国的にそういう傾向があるようであります。結局、建設業が企業として他の分野に入っていく。厚岸のような小さな町ではそう大きなあれはないと思いますし、第1次産業そのものが大変な状況もありますから、雇用の問題にしても、第1次産業で雇いを拡大するというふうなわけにもいかない面もありますね。そういうことで、今後としては他の分野に参入して業種の転換を図るとか、あるいは建設業に雇用されている者が他の分野に移動していくというふうなことが一つには考えられる

のではないかというふうに思うんですね。

北海道は、ソフトランディング対策事業——国も建設業の問題について対策を立てているようでありまして、北海道はそういう対策を整えております。町としても、やはりそういう点で建設業界の動向を把握しながら、例えば他の産業にある程度入っていきけるのかどうか、あるいは雇用の計画について、町もやはりきちんとした計画が必要なのではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

委員長

建設課長。

建設課長

こういう厳しい時期、当然、業界もそういう形の中で自分たちの最後の、最後といますか、方向性というものをももちろん模索していかなきゃならないという時代に入っておりますし、当然していることでございます。

私ども、行政と業界の方でそういう面での協議とかということは今まではしてございません。ただ、いろいろこれからの公共事業の発注も含めて、今後、受注者と発注者で協議するという形で、今後の工事のあり方についても一応そういう機会もございますので、そのときにあわせてその辺の方向性ということも含めて業界の意向等も把握していきたいなど、そういうふうに考えておりますので、ご理解いただきたい思います。

委員長

14番。

14番

厚岸町の町内では、民間の建設事業というのはそう大きくないわけですね。どうしても町の行政が行ういわゆる公共事業に大きく依存せざるを得ないような状況なわけですから、そこがだんだん減っていくと、来年以降はさらに厳しくなるだろうと。こうなってきますと、町がやはりきちんと計画的に雇用の問題についても建設業の成り行きについてもやっていく必要が、私はだんだん重さを増していくのではないかというふうに思うんですね。そういう点で町長にもお伺いしたいと。そういう点でよろしくお伺いしたいということでもあります。

委員長

町長。

町長

お答えをさせていただきます。

厚岸町における建設業界の果たす役割、一つには厚岸町の経済の活性化、もう一つは、最も大きいのは雇用の創出だと思っております。しかしながら、今日の国、地方の財政厳しい折で、それぞれでまた公共事業に対する国民の目も厳しい中で、一方では財政がない、国民の目が厳しいという中で、国においても、また北海道に

おきましても、公共事業の減少、減額というのが現実であります。特に、厚岸町におきましては、補助事業で公共事業を創出をしている経緯もあるわけでありまして、そういうことを考えますと、国・道が公共事業に対する減額をするというのは、当然厚岸町にも影響が出てきます。しからば、厚岸町単独の事業の創出ができるかという、これまた今日の財政事情では大変難しい。

ただ、厚岸町が恵まれておりますというのは、防衛庁関係の予算によってそういう公共事業の創出ができるという優位な点もあるわけでありまして、どうにかその利点を考慮しながら厚岸町の建設業の振興が図れていると、私はそのように認識をいたしておるわけでありまして。

しかしながら、これからの時代を考えますと、公共事業はますます減少の方向にあるということは否めない事実であります。その影響が建設業界に出てくるわけでありまして、そういう点を考えますならば、公共事業の見直しという今日の中で、より以上の公共事業費を組めるのかと言いますならば、その実態は明確でありましてできません。

そういう中で、我々が望むのは、みずからの企業という中で、やはり内部改革をしなければならぬ。この場所において何回も私からお話ししておりますが、地元だから地元の企業に仕事をよこすのは当然だと、そういう甘い企業の立場でなくて、やはり今日の厳しい公共事業が減少する中で、みずからの企業がどうあるべきか、そういう改革をしながら、公共事業の厳しい中の企業のあり方というものも創出をしていかなければならぬだろう、私はそのように考えております。

しかしながら、発注にいたしましても、地元企業優先という思想は私は当然持つておるわけでありまして、ともかく厳しいことは今日の現況であります。また、これからもますます厳しく相なります。

厚岸町においてもご承知のとおり、投資的経費といいますのは、平成14年には既に約7億の減であります。さらにはまた、平成15年は2億円の減であります。大変な事態を迎えている現状であります。しかしながら、地域経済を大きく支えております建設業でございます。業界ともよく相談しながら、これからのまちづくり、そしてまた厚岸の経済の発展のためにそれぞれ勉強しながら考えていきたい。ただいま田宮委員が申しておることはもっともであります。心得てこれからの行政を推進してまいりたい、かように思いますのでご理解いただきたいと思います。

委員長 13番、菊池委員。

13番 湾月町の改良舗装も久しぶりなんですけれども、湾月3号線、それから湾月4号線、これも防交金が90%で行われますけれども、場所をちょっと教えてください。

委員長 建設課長。

建設課長 資料もお渡ししてございますが、道路事業箇所別図面の後から2枚目の図面、位置図関係が載ってございます。場所的には、湾月町3号線については、15年度予算で一度やろうとした形でございますが、発注前になって例の釧路沖地震によって被災し、15年度見送って今年度実施しようとする形の中では、筑紫恋通りを通り抜ける、ちょうど下水のポンプ室があるところの通りの方から水産高校のグラウンドに向かっていくところ、境漁網さんのところの手前側の方に行く道路、これが3号線で、その隣、筑紫恋道路からグラウンドの方に向かうところ、笠島清さんのところに入っていく道路、それが湾月町4号線でございます。その箇所の路盤改良及び舗装をしようとするものでございます。

委員長 13番。

13番 わかりました。3号線の方は、地震の関係でちょっとおくれたところですね。ですね。

それで、要望があるんですけれども、中通りなんですけれども、旧三協のところから中野さんに抜ける道路がありますね。あそこの舗装が、もうしばらくやっていないものだからでこでこなんだって。もちろん通ってみただけですけどすごいんだ、あそこもね。その辺、いつごろになるかちょっと聞いてみたいと思います。

委員長 建設課長。

建設課長 ちょうどさくら幼稚園の裏側の通りですね。その関係については、一応、地域の方々からお話は聞いてございます。あそこについては一応舗装が終えておりまして、ただ排水もあるんですが、現状の中では、今質問者言われるとおり、舗装面がひどくなって水をのめない状況になってきているという現実を私どもも把握していまして、今年度もうあと残り少ないんですけれども、そこについては、ある程度断面で維持修繕をかけよう。基本的に、この新設改良を含めて整備していくと考えているのは、まずは未施行箇所を先に整備していこうという考え方の中で今進めております。

ただ、将来的には、現状のままで水をのめない状況、やはり舗装面にいつも水が

残ると最終的には傷みが早いという形になりますので、将来的にはそれらについても新たに改良、また今の舗装道路ですけれども、排水を含めて改良が必要だという認識はしてございますけれども、当面は維持補修の中で何とか対応していきたい、こういうふうを考えております。

委員長

13番。

13番

今の場所につきましては非常に要望が強いので、強く要望しておきますので、改善を早目をお願いします。

委員長

建設課長。

建設課長

私ども現地把握してございます。そのように努めていきたいと思っております。

13番

はい。

委員長

よろしいですか。

他にありませんか。

4番、小澤委員。

4番

ここでちょっとお聞きしておきたいんですけども、実は、私どもの太田地域において、以前に早くには改良したんですけども、その後、相当年数も経過いたしまして大分破損してきている箇所があるわけですね。そうした中で、いわゆる太田八の通り、距離にしたら相当長い距離があるんですけども、この道路の改良について、以前にいわゆる3カ年の実施計画の中に載っておりましたけれども、これが今現在落ちているわけですよ。

この道路の改良というのは、私どもの地域においても、自治会の会合のあるたびに話題になるんですけども、あの地域の改良というのはやはり非常に大事でないだろうか、こう思うんですね。やはり産業の振興を考えますときに、今酪農も非常に大型になりまして、大きな重機を使った、大きな機械を使った作業になっている。そういうことから、あの地域の改良というものは非常に重要視されているわけです。今後の計画の中に入れてもらえないのかなのか、今後の見通しについてお聞かせいただきたい。

委員長

建設課長。

建設課長

質問者の言われる太田八番の道路関係でございますけれども、従来3カ年計画の中では、一応凍雪害防止事業という形で国費補助をもらって整備を進めていこうという考え方のもとに3カ年で一応載せてございました。今次3カ年計画からは落ち

てございます。

これらについては、今非常に国費補助も含めて、対費用効果という形の中で採択が難しくなってきたりしている現況でございます。当然、今質問者言われるとおり、道路にとって、あの太田地区の中においては未整備箇所でございます。どちらかと言いますと、そういう意味では。そういう中では、他の事業の取り入れも含めて非常に厳しい状況なんですけれども、やはり今後あの道路の整備の手法も含めて、凍雪害の事業ばかりじゃなく、防衛のお金を入れることが可能なのかなのか。

今後なんですけれども、一応今、民生安定の8条の補助事業で太田門静間道路も含めて、改修も含めてそれらができないかという形で、防衛と今、事前のいろいろすり合わせをしております。それには一応採択基準等もございまして難しい問題もございましてけれども、やはり実施可能な方法論を防衛とも打ち合わせしながら、今そこを模索しているという形で、一般車両等の交通をなるべくないようにという形で八番道路を使うという理屈も成り立つんじゃないかとか、いろいろ模索しております。

いずれにしても非常に厳しい状況ではございますけれども、今後において当該地区の道路の整備についても、有利な事業の中で何とか整備を考えていきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

委員長
4 番

4 番。

今後考えていくという課長の答弁でありますけれども、これはやはり太田の中で、今、八の通りを言いましたけれども、太田の3号道路、五の通りから八の通りまでのあの間、あそこは以前に改良してまだそう年数はたっていないんですが、あれが舗装されていないんですね。あれが壊れないうちに舗装というものも考えていただきたい。

いろいろさっき課長おっしゃっておりました、何と言いましたか、凍雪害何とか言いましたね、その事業。これを計画したんですけども、それが落ちたと。これがやはり私どもの太田地域においては、俗に言う北部落というんですけれども、あの地域というのは、いわゆる演習場の弾着地から見ますと非常に近い地域なんです。私もちょいちょいあの北の部落にお邪魔することがあるんですけれども、ちょうど自衛隊がドーンと大砲を撃って練習をやっているときに行きますと、あの地域は非常に弾着地から近いもんですから響くんですね。家の中に入っている、ドーンと

撃ったら窓まで響く、そういうような地域なんです。

そういう地域であるだけに、やはりあの地域の人にしたならば、我々のところはこういう音しているんだぞ、こういう響きをしているんだぞ、何とか国の方に、防衛庁の方でもどこでもいいから国の方に要望できないのかということ、再三言われているんです。そういうような地域でありますので、事業名は何であろうと、どのような事業でもいいわけですから、やはり少しでも有利なそういう事業が入れられるように今後も一層努力をしていただきたい、このように思うわけですが、いかがでしょうか。

委員 長

建設課長。

建設課長

当然、太田地区の整備そのもの、道路や何かの整備についてもまちづくり懇談会等の中でも、そして今質問者言われた音の問題も含めて聞いてございます。地域にとっての道路というのは当然、整備が大きな課題だという形で認識してございます。しかし、厳しい財政事情を考えたときに、やはり有利な事業を何とか導入してこななければならないだろうという形で考えてございます。その中で、やはり順次緊要度の高いところから整備を進めていきたい。質問者が言われる道路についても私どもも把握してございますので、順次財源を何とか捻出しながら整備に努めていきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

委員 長

よろしいですか。

4 番。

4 番

それでは、非常に前向きな答弁をいただきましたので、ぜひ今度のこういう計画の中に載るように、以前に載ってるやつが今度は落ちてしまった。非常に残念に思うんですけども、そういうことも考えながら、やはりぜひこの次、この実施計画の中に載るようにひとつ努力していただきたい、このようにお願いします。

委員 長

建設課長。

建設課長

現課として要望していきたいと考えております。

4 番

結構です。

委員 長

2目、他にございますか。

16番、竹田委員。

1 6 番

支障物件移転補償金のことについて、内容をちょっとお聞かせ願いたいと思っております。住の江町通り改良舗装事業に伴う支障物件移転補償金のことについてお願いし

ます。

委員長 建設課長。

建設課長 15年度から事業を進めています住の江町通りの改良舗装事業の関係での支障物件移転補償関係でございます。これについては、ちょうど住の江町通りの起点側、今年度については一応起点側、ちょうど岡垣さんとか栗林さんとか、既に町の職員住宅の方の一部は終わっていますけれども、そこまでに行く間と、あと、町の1棟2戸の住宅、これらが支障物件の対象になるということでございまして、それらの補償関係の事業予算でございます。

委員長 16番。

16番 その移転の中で、一番多く金額がかかったところはどこなんでしょうか。

委員長 建設課長。

建設課長 一応支障物件調査はしていますけれども、交渉はこれからでございますので、今年度でその中で詰めていくという形です。当然、設計基準等もございますからそういう調査は終わっていますけれども、これは相手方との交渉もございますので、これからという形でございますのでご理解いただきたいと思います。

委員長 16番。

16番 この予算よりも減るという可能性もあるということですね。

委員長 建設課長。

建設課長 基本的には減る方が多いという形で理解してよろしいかと思えます。

16番 よろしいです。

委員長 そうですか、はい。

2目道路新設改良費、他にございますか。

(なし)

委員長 なければ先に進みます。

3目除雪対策費。

8番、音喜多委員。

8番 市街地含めて、町道の関係について。業者委託で始めて二冬目ですか、今回ちょうど。直営からすべてというか。今年の場合は非常に雪が多かったというか、例年より厚岸町においては非常に雪が多かったわけですがけれども、この2年間、業者委託してみて、今年特にその雪の多さから見て、町の考えているとおり、予定どおり

いったというふうに見られるか。やっていることに対して不満であれば、町民からの苦情が非常に多いと思うんですけれども、そういったことについては町としては、まだ2年目あるいは3年目に入って定着したというふうに思うかどうか、その辺のところはどのようにとらえていますか。

委員長

建設課長。

建設課長

お答え申し上げます。

基本的には業者委託し、町の職員が早朝の除雪をやめ、業者に重機も一部貸しながら業者の方に早朝はやっていただくと。そして、町職員勤務後は当然町の重機は戻ってきて、あわせて除雪体制に入っていくという形の体制を今現在は進めております。

それと、業者委託してからも、なれた業者さんのところがたまたま会社の都合で廃業したために、その分がまた持ち場が変わったという形の中で、ちょうど今まだ変動期という状況の中では、当然、今年度の除雪体制の中でも苦情の対応とかいろいろ考えたときには、やはりもっと変えなきゃいけないということも含めて一応出てきていると。

当然、今年度はもう既に契約に基づいて進めてやっていることです。この課題を受けて、来年というか平成16年度除雪体制を組む中では、もっとやはり住民の意向に沿うようなことはやりたいんですけれども、やはり重機に限りがあり、重機的能力ということもあると。除雪専用車じゃないためになかなか思うようにいかないとか、そういう苦情対応ございますけれども、時間的対応の中では一応何とかそれなりに、早朝4時から今出ていますから、住民が通勤とか何とかによっほどの雪でない限りは、それほど大きなトラブルはなかったなという形で理解してございます。

ただ、いずれにしても、何度もあれなんですけれども、降っている最中に除雪してもなかなか効果がないという形の中で、ところが、どうしても生き物を飼っているとかがいろんな事情の中で、やはり出さざるを得ないとかがいろんな問題がこれからまだありますけれども、やはりその辺の整理もまた必要かなという形で、こういう課題がいろいろやるたびに出てきますので、それらの問題整理をしながら、次に向けた委託発注のあり方に変えていきたいと、そういうふうに考えてございます。

委員長

8番。

8番

まず、ぜひそういった問題点、検討を加えて見直しながらやっていただきたいと

思うんですが、今言われたように、基本的には降っている中はやらないということなんですが、結構通勤時間に、いわゆる本線に出るまでが全然出れないとか、今、ずっと見てみると、安易だなという方もいらっしゃいます。それこそ、長靴でなくてハイカラな靴はいて軽四で自分の敷地から出ようと。本線に出れば何とかなるんでしょうけれども、その間に埋まってしまうだとか、雪に対する車を持ち出して道路に出るといふものの考え方、私から見れば非常に甘いところもあるんだが、しかし、今のそういう人方はそうはいかないと。そのことが、非常に町民からは除雪に対して悪いという姿勢に見えるというか、降っているからやってもむだだというけれども、通勤時間帯にはぜひとも間に合わせていかなきゃならないという、そのバランスというか、その辺の考え方なんですよ。

本線はだあっと走って行って、枝道の方、住宅地の方には全然入り込まれないと。そうこうしているうちに、もう2台、3台と数珠つなぎになって、1台先に先頭で突っ込んだやつが身動きできないのが、それが町の除雪が悪いという体制になると。

今、同じく言われたように、重機にもよるんですよ。1回である程度ぱっといけるものもあれば、ショベル式であれば幅も限られている。そういったことで2度、3度やらなければ、ある程度車が通れるだけの幅が確保できないとかいろいろ問題点あるんだけど、それは私から言わせれば、今業者さんに出して、業者さんも一生懸命やっけてはくれているけれども、住民、利用者というか、そのところの状況のずれというか、物の考え方の認識の甘さというか、そういったものが私はあるような気がするんですが、「あなたが、今雪降っているときに出るのが悪いよ」と、そうも言えないところがありますよね。町が除雪していないということは、それは確かだ。確かに、今雪が降っているけれども、だけれどもそこまで歩いて行くわけにいかないと言われれば、それもよくわかることなんだけれども、その辺のところ重々、住宅地、特にそういったトラブルというのは多くて、その辺のところを考慮に入れてぜひ——こういう今、安定するまで定着期というか、いろんな見方をされている状況にあります。

一つ、今年釧路市がああいう形で新聞あたりでもにぎわすわけですよ。そうすると見ている住民というのは、その関心事は、ほかの町がどうでうちの町と比べてみて善し悪しという判断になるわけですね。釧路市だってあれは決してうまくいったわけじゃないけれども、見直して、それが最終的に、最近の新聞では、これを見直

すと、定着するとよくなるんだという言い方をしていますけれども、いずれにしても、我が町だって業者委託して間もない話ですし、そういうことではぜひ、これによしとしないで改善をしていただきたいと。

特に、今年は雪が非常にこの地域では多かったです、最終的には今年の除雪費、もう雪降らないだろうと思うけれどもまだ何もわからないというか、そういう意味では、どのぐらいかかっていく見込みなのか。

それから、特に国の交付関係、この程度の雪では割り増しがないというか、そういった見通しなのかどうなのか。北見地方においては国の災害指定も受けているようですけれども、道東地域においては、この程度ならば毎年これからあるかもしれない、地球温暖化の関係で低気圧が南太平洋海域を通るとなれば、こういうことは頻繁にあり得ることだと、気象をある程度知る人はそう言っていますので、その辺は覚悟しておかなきゃならない。その意味ではどういう状況でありますか。

委員長

建設課長。

建設課長

まず、除雪の体制の関係の改善という形の中では、確かに市街地については、できるだけ通学時間とか通勤時間とかに合わす形の中で対応していこうという形の中では考えてございます。したがって、吹いていても、ある程度時間になったときにはよっぽどでない限りは一応あけていく体制をとっていこうという形では組んでございます。

ただ、市街地の中でも有明だとか、部分部分によってやはり吹きだまる場所というのは当然出てきます。そうすると、やはり業者さんの車だとどうしようもないという形の中では、私どもが直営で重機が入った段階では、うちらがそういう苦情の箇所にどんどん出していく体制は組んでいますけれども、やはり初期の処置が地域の方々にとっては問題ありという形でいろいろ言われていますので、そういうことも含めて、かといって業者さんに専門の除雪重機をつけなさいと言ったって、それは多額の金がかかることですから、それは無理なことですから、やはりその辺の体制を十分検討しながら改善していきたいなど。

それと、さっきの除雪の、あの会議のときにも言われたとおり、やはり住民、当然、幹線道路、準幹線、その他の道路という形で、朝4時から出て自分ところへ行くまで、それだけの時間がかかります。それらに対しては、自治会には一応案内というか、そういう形の除雪計画は出しているんですけれども、住民の方々も十分

まだ理解されていないという問題も含めてありますので、それらについてもやはりきちっと理解等含めて、防災無線の活用とかいろいろな手法を考えながら住民の方々にも理解と協力をお願いしていきたいと、そのように考えてございます。したがいまして、今年度の結果を見た上でさらによりよくなるような形での改善はしていきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

それと、さきの2月の臨時会において一応補正措置いただきまして、現在 8,215万 1,000円、全体の中での事業費、除雪経費盛っています。その中で、一応今現在で委託料関係で残っている金が 135万程度、したがいまして、もう今度降られたら困るという形で、多分大丈夫だろうなという形では今考えていますけれども、一応、そういう状況下にあります。これよりもっと下回るという形では押さえていますけれども、一応委託料の関係で残っている分についてはその程度だという形で、降られたら終わりという感じで、終わりどころか、出せないなと、直営で頑張らなきゃいけないなという感じで今考えております。それに伴う交付税関係については行財政の方で……。

ただ、基本的には先般新聞等にも出ていましたけれども、北見地方は、北海道も特別に本年度に限りという形で要項をこの19日に公示されてきました。その中では、やはりこの釧路地域全体の中で、生活域という形の全体の中では釧路地方は対象にならなかったという形でございますので、ご理解をいただきたいと思ひます——ということでございます。

委員長

8番。

8番

問題は、2番目に聞こうと思っていた防災無線を活用の仕方ですね。住民、家の中にいて心配しながらというか、今日はどういう除雪してくれるんだろうとか、ある程度雪が降っていたらその対応はそれぞれ考えてはいるんでしょうけれども、やはり防災無線、大いに活用した方がいいんでないのかなと。今は、それこそこういう状態で4時から動いているけれども、いつもどおり進んでいないとか、そうなると、時間ぎりぎり通勤に出る方が、10分でも20分でも早く出るとか、いずれにしても、早く出るということではなくて、除雪状況を、今日というか、例えば朝の関係については、特に日中よりも朝ですよ、朝の防災の関係では、除雪度が何ほまで進んだとか、そういう除雪の程度というのをレベルで照らしてはいない、そういう評価の仕方というか、はかり方はしていないわけけれども、いずれにしても

これからはそういったことを考えてもいいのではないのかなと。

今日の状況は積雪がどの程度あるからどのくらい進んでいるかと、そういうことはそちらの方である程度把握しているんだらうと思うんです、業者さんの出方とかあるいは状況については。そういったことを早くキャッチしながら、やはり町民に早くというか、親切にというか、的確にというか、そういったものをちょっと進めたらどうかと。年に何度もあるわけじゃなくて、この地域では風が伴ってのそういうことが多々あるわけですから、その辺のところを重々考えていただけないかなというふうに私は思うんですが、いかがですか。

委員長
建設課長

建設課長。

まず、基本的に防災無線の活用の仕方の中で、一番除雪して困るという感じの中では、青空駐車といいますか路上駐車の関係が一番除雪に支障を来している。結局その分だけできない。結局、両側にとめられるともう全然重機が入っていけない。よしんば片側ぎりぎりやったら、その落ちた雪によって車がいかれるとかいう形で絶対やめてほしい。逆に言うと、そっちの方の住民に対する協力をお願いの方がより効果的で、除雪にはベターだなと。

除雪がどこまで行ったかというのと、早朝に出てしまうと、まして重機に乗っていると携帯電話も何も聞けない、とれないという形で、なかなかその把握というのはちょっと難しい状況でございます、全部の地区が何社で分かれている状況で。ただ、都度町民の方々から「まだ来ないけどどうなっている」というと、今この辺という形は業者の方にも確認してという形で連絡は取っています。

ただ、総体的にそれを防災無線で活用というのは——やはり除雪の協力、それと協力していただきたいのは、自分で除雪した後にもた除雪で雪を置いていったという苦情が一番多いという形の中では、やはり住民の協力をお願いは、そっちの方が主体かなという形で、いずれにしても住民からの情報、例えば聞きたいことに対しては的確に答えるような体制は、何とか業者とも連携をとった形の中でそういう手法がどうなのかということも含めて検討させていただきたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

8 番
委員長

いいです。

いいですか。

12番、谷口委員。

12 番

今年は降雪が多くて何回にもわたって除雪をしなければならないということで、今も結果的には排雪し切れないで、交差点等にも結構まだ残っているところはたくさんあるんですけれども、2月の末でしたか、週末に降雪がありましたよね。結構除雪をしなければならない量あったんですけれども、そのときに、結果的に金曜日の日は一生懸命除雪、排雪をされましたけれども、土日は役場の休日ということもあって完全にもう除雪はストップしているんですよ。

ところが、道道なんかを見ると除雪車とたまに行き違うんですよ。そして、必要などところを除雪したり、あるいは路盤をめくるというか、そういうことをやっている。ところが、役場の車は車庫に全車が納められているというような状況だったんですけれども、交通安全だとかそういうことを考えると、やはりそういう日であっても、まあ役場の職員の休日の問題もありますから、そういう点では非常に難しい面もあるのかなとは思いますが、代休だとかそういうものを利用しながら、やはり除雪、排雪を行うべきであったのではないのかなというふうに考えるんですけれども、そういう点ではどういうふうに考えていますか。

委員長

建設課長。

建設課長

確かに、2月のそのときにちょうどそういう状況だった。私どもの方としても、オペレーター、運転技術員も含めて、結構ずっと現場でやっていた中で、市街地も含めてどうだと、明日そういうふうに振替休日の中で現場必要かと。いや、そういうことがないように、金曜日中に全部一応処理してそういう苦情のないような体制をとりたいという形の中で、金曜日にちょっと頑張ってもらって、それで土日を休ませたという形で、一応現場的なことも含めて把握した上で必要最小限、我慢できるなど、ある程度これだったら通れるなという形を確認した上で、現実的には職員を出さないで終わった。

ただ、やはり翌日の中で、ちょっと細かいことで苦情が来て、うちの職員を一部出してやったんですけれども、やはりそういう意味では、その辺の判断がちょっと甘い面もあったのかなという形で反省はしてございます。当然ひどいときには、土曜、日曜日だから休むということは別に考えていなくて、やはり現場の状況に応じた形での作業をしなければいけないという形では考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

委員長

12番。

12 番 今年の降雪はやはり近年にない多さですよ。そうすることによって、やってもやってもやり切れないという状況ですから、それはわかるんですけども、やはり一定量あるときには、そういうところをきちんとしていくということが大事ではないのかなと。やはり住民の安全とそれから住民から信頼される、両方大事だと思うんですよ。そういう点では、やはりその体制を今後はとっていただきたいというふうに考えるんですけども、いかがでしょうか。

委員長 建設課長。

建設課長 やはり質問者言われるとおり、住民の方々の生活に密接にかかわってくることで、当然そういう形の中で、今後についてはそういう体制も含めて改善すべきところは改善しながら対応していきたいというふうに考えますので、ご理解いただきたいと思います。

12 番 いいです。

委員長 いいですか。

9 番 9番、松岡委員。

9 番 財源的にお聞きします。

2月18日の第1回臨時会において6,103万2,000円を追加して、除雪費の総額を8,215万1,000円にしているわけですが、その財源は、特別交付税追加分として6,126万3,000円を見込んでのうちの6,103万2,000円というふうに見たわけですが、実際には、前にたしか新聞にも出たと思うんですけども、確定額が決まって、ちょっと総額はわからないんですけども、厚岸町は前年度並み、0.6%減の約4億9,000万、その中にこの厚岸町の除雪対策費8,215万1,000円が全額含まれているのかどうか、その点をお聞きしたいと思います。

委員長 行財政課長。

行財政課長 特別交付税で前回の臨時議会の中で計上させていただきました。特別交付税の要素としては、需要額の要素としては、除雪経費含めて数値としては出しておりますけれども、3月交付いただきました。前年度比0.4%の減ということで4億9,167万6,000円という金額でありました。従前でありますと、特別交付税については前年度の対比といたしまして7.5%の減だというふうに言われておりました。

ですから、昨年度の当初予算も含めて、また12月も含めて、そういう見込みで見ていたわけですが、今回の特別交付税、12月については準ルールと

いいまして、項目が入ってきております。要するに、何にこの特別交付税が必要額としてつけましたよということはついておりますけれども、3月交付については、その内訳については来ておりません。

しかし、今回、厚岸町の財政需要として特に厚岸町で訴えたのは、地震災害と除雪について例年になく多くかかっている部分がございますので、そういう意味ではこの特別交付税の要望額に、前回の議会でも、さきの質問にもお答えをいたしましたけれども、要するに前年度並み、プラス・マイナス・ゼロですね、これを要求させていただいたと。全国ベースとしては7.5の減ですけれども、プラス・マイナス・ゼロで要求させていただいたと。その結果0.4の減でとどまったということでもありますから、この中に除雪の経費を含めて算入されていると思いますけれども、8,100万がすべてこの需要額に入っていたかどうかということは定かではございません。

委員長

9番。

9番

私が聞きたいのは、今回当初予算でもって1,990万1,000円、前年度と比較して121万8,000円の減ですけれども、これは何とか予算措置ができた。しかし、12月以降、1月、2月にまた今年のような大雪が降った場合、その対策として特別交付税で見れるのか見れないのか、そこらあたりを確かめておきたかったわけです。

そして、実際には特別交付税の内訳というのは、15年度決算をする前にわかるんでしょう。その特別交付税というのは内訳が全然わからないで……。それもひどい話だね、これね。透明性が全然ないということ。ただこれだもんね。

これは、やはり地方自治体で予算を組めといたって、そんな透明性のない財源を当てにして予算組めという方が無理なんです。これらは、やはり国に是正してもらわなきゃだめですね。本当につかみ金みたいな、そんな話はないと思うんです。ここらあたりどうお考えですか。

私は、もしこの後大きな雪が降って、16年度中に、また今年のようなことになったときには特別交付税で見て大丈夫なのかどうかということ判断したかったわけです。そういうことでございますので、お答え願いたいと思います。

委員長

行財政課長。

行財政課長

今、交付税の見方含めて、地方財政計画の率によって計上しているというのが実態であります。ですから、特に特別交付税については、12月についてルールという

ものがあるんですけども、それについてはある程度のものは示されますけれども、特殊財政事情と言われる部分についての公表はされていないというのが実態であります。

それと 1,990万 1,000円の除雪費を当初予算で組んでおります。ですから、今回特別交付税といたしましては、先ほど言いましたように4億 9,100万円が実績として15年度のベースとして決まりました。ですから、新年度に向かって、新年度の特別交付税の状況は地方財政計画上どうかというと、マイナス 6.5%であります。ですから、我々としてはこの 6.5%は当然減ることを予想しなければいけないというふうに思っております。そうしますと、この4億 9,100万円から 6.5%を引きますと約4億 6,000万、これは「捕らぬタヌキの皮算用」じゃございませんけれども、そういう数値が計算上出てまいると。ですから、我々としてはこの数値、普通交付税についてはまだ本算定7月でございますけれども、当初予算で計算ルールではすべて組んだ形になっております。ですから、特別交付税については、ここで当初予算でも申し上げましたけれども、80何%の計上率と言いました。それはマイナスを見込んでの80何%でございますから、留保をしているということでもあります。

ですから、結果から申し上げますと、この特別交付税は、決まった額から逆算いたしますと、約1億円の留保を今の段階では我々としては、皮算用でございますけれども持っている。ですから 1,900万円の除雪経費、約 2,000万でございますけれども、これらの財政需要というんですか、冬場に向かっての財政需要についてはこれで耐えていけるというふうに今のところ考えております。

委員長 9番。

9番 そうすると、今の話を要約しますと、特別交付税については余裕財源といいますか、当初予算に組まなかった交付税として1億円くらいはあると。ですから、年度内に雪は少々降っても大丈夫だというふうに受けとめていいわけですね。

いいです。以上です。

委員長 行財政課長。

行財政課長 いずれにしても、特別交付税というのは特殊財政事情でございますので、そういうことでございます。よろしくご理解を願いたいと思います。

委員長 他にございましたか。

3番、南谷委員。

3 番 7 款土木費、2 項の道路橋梁費、3 目除雪対策費、この関係につきまして、私も若干質問をさせていただきたいと思います。

まず、総体で除雪対策費 1,990 万 1,000 円、これの算出根拠でございます。先ほど松岡委員の方からもご質問があったんですけれども、私は、過去からの実績を比較検討して 1,900 万にされたのか、それともどんな根拠でその対策費 1,990 万 1,000 円というものを算出しているのか、この根拠についてお尋ねをさせていただきます。

委員長 建設課長。

建設課長 除雪対策費の予算措置の関係でございますけれども、確かに実績そのものを考えてみますと、昨年実績でいきますと 4,700 万程度、その前の年は 7,500 万、その前もやはり 4,000 万とか 5,000 万と、実績的には大体 4,000 万以上かかるという形が今までの実績でございます。

しかし、当初予算計上そのものからいくと、雪というのはあくまでも自然現象でございますから想定できないという形の中で、当初予算の段階では、とりあえず暫定的といいますか、委託料関係や何かの中でも一応 410 時間、2 万 5,000 円、平均単価にしてその時間を見た、そういう積算根拠はございますけれども、おおむね実績を見たという形じゃなく、当初予算計上はかかる事業費のおおむね半分程度近い金額を予算措置させていただいていると。そして最終的には、その年度によって降雪見通しというのはちょっとわかりませんが、それに応じて補正措置いただいて対応しているというのが実態でございますので、ご理解をいただきたいと思えます。

委員長 3 番。

3 番 ただいまのご説明ですと、過去の実績の約 2 分の 1 くらいを想定して計上されておる。先ほど来、この関係についていろいろと議論のあったところでございますが、私もずっと聞かせていただいて、どうも腑に落ちないんですね。

と申しますのも、過去は別にしましても、今年大雪もあった。将来もこういう気象状況の中で、平成 16 年予算を立てるに当たって、むしろ計画数値は下がっている。いろいろと特別交付税の絡みもあって、試算をする上でテクニク的な問題があると思うんですけれども、少なくとも町民に、これからの時代、財源が足りないわけですから、ある程度の、2 分の 1 の財源でということはハンディがあり過ぎるの

ではないのかと。もう少し、7割なり8割という数字を実績から試算して上げていかなければ、半分というのは僕はどうもその算出根拠として、その分、全体予算が足りなくなることは間違いないですよ。そうあるべきだと思うんです、僕は計画というものは。少なくとも半分であとは——これでは物のとらえ方として、やはり予算を組む上で総体計画にも大きく影響するわけですから、この辺の考え方についてお伺いをさせていただきます。

委員長
行財政課長

行財政課長。

予算計上の関係でございますので、私の方からお答え申し上げますけれども、除雪対策経費、さきの松岡委員にもお話をいたしましたけれども、この基本となる財源といいますと、やはり特別交付税を当てにしなければならぬ状況にあるかと思えます。特別交付税も、実は数値の積み上げなんですけれども、これは秋口、9月以降、特別交付税の財政事情としての計算が、要望がとられる形になっております。ですから、その特別交付税を基本的には地方財政計画に基づいて減額、増額があることはあるんですけれども、それをすべてその段階で当初予算で組めるかということになりますと、これは財政需要も出してない中で、毎年降る雪ではございますけれども、予算として、要するに除雪経費としては基本として、12月議会等に予算、もしくは不足をすれば臨時会等で数値を出していくわけでございますけれども、その段階において、要するに必ず委託契約を行って物事を進めてまいりますし、雪がその段階で降ることも想定をしなければいけない。1回程度なり2回程度の想定をして予算を組んでございます。

そういう中で、いずれにいたしましても、財政事情の積み重ねであります特別交付税、特にこの特別交付税というのは実績主義であります、基本的に言いますと。そうしますと、今年の雪が来年度の雪の状況に積み重なる形。過去において雪が少なければ、それなりの数値の積み重ねというか、要望しても、うちが4,000万しか雪に経費がかかっていないのに8,000万かかっていると云っても、それは数値として認められる数値じゃございません。

ですから、そういうことを含めて考えますと、テクニック上の問題が特にこの除雪対策費にはあるんですけれども、いずれにしても降ってみないとわからない、降らなければそれなりの経費で賄い切れるという状況でございますので、これの計上については、おおむね一、二回程度の雪に対応できる当初予算計上ということでご理

解を願いたいというふうに思います。

委員長

3番。

3番

どうも納得できないですね。テクニク的な問題というのはよくわかるんだけど、三位一体改革で税源の移譲と言っているものの、道が非常に細くなってきていることは現実ですよ。そうした中で、いつまでもそういうものを不透明な中で処理していくというこの考え方そのものを、僕はやはり変えていかなければならない時代に入ったと思うんですよ。やはり現実にもし来なければどうしますか、交付税が。その分、町民に負担がかかることは間違いないわけですよ。初めからきちっと予算計画というものをしっかりと立てていくのが僕は筋だと思うんですが、いかがでしょうか。

委員長

行財政課長。

行財政課長

交付税については、普通交付税と特別交付税があるんですけども、実はルール上に計算できるものであれば、これはきちんと組んでいきたいというふうに思っています。残念ながら、この除雪対策費というのは12月のルール分にも入ってきておりません。3月の特殊財政事情ということになっておりますので、これをですね、状況によっては見えない部分を当初予算計上するということは、なかなかこれはでき得る状況ではないということでもあります。

そういう中、この除雪対策費についての基本というのは、実は普通交付税の中でも寒冷地補正という数字があります。実はこれは厚岸の場合、級地が落とされて過去においては2級地であったのが1級地に落とされたということで、5年間、財源がマイナスになっている例がございます。ですから、それらの経費等々、経常的に見なきゃいけない。除雪含めて見なきゃいけない経費として、財政的には約2,000万ぐらいの数値になるんですけども、実は1級地落ちただけで1,450万という数値が、いわゆる普通交付税上で減額になっております。

そういう基本ベースのルールの除雪対策経費については、逆算させていただいて当初計上していくと。逆に言うと、それ以外のプラスワンのものについては、これは特殊財政事情の段階で交付税の積み上げ、特別財政交付税の財政事情を出していきますから、それについての、いわゆる道とのヒアリングもあるんですけども、その中で、今年はこのぐらいだといことも含めて数値のやりとりがありますので、そういう中で計上せざるを得ないという状況でありますので、その部分のご理解を

願いたい。

ですから、総計予算主義からすると、毎年降るんだから平均値を組むべきという数値の除雪対策費だというふうに思いますけれども、ただ、その求める財源が特別交付税の、特に一番最後の3月のルール交付でない部分にゆだねられているものですから、こういう措置をせざるを得ないということについてはご理解を願いたいというふうに思います。

3 番

わかりました。

委員長

よろしいですか。

他に3目、ございますか。

(なし)

委員長

なければ先に進みます。

3項河川費、1目河川総務費。

13番、菊池委員。

13 番

汐見川改修事業についてお聞きします。

実施計画によりますと、本工事、全体事業ではL 1,044メートルなんですが、15年度までの累計は何メートルまで来ていますか。それと16年度護岸工、L 2,212メートルのうち、16年度 130メートルを予定していますが、これをやったとして累計何メートルになりますか。

委員長

建設課長。

建設課長

汐見川の改修関係でございます。今年度、汐見川改修事業そのものは130メートル予定してございます。従来、今までの全体計画では1,044メートル、そのうち、今まで既に終わってきている箇所、この1,145メートルというのが現実でございます。これは両側ダブルで計算しています。最初の全体計画というのはダブルの延長、ダブルというか、両側にあるやつ単純な延長。それから、出来高で出てきている、3カ年に載ってきている分については片側ずつの形でございますので、全体で今570メートルほど既に護岸工ができていたという形でございます。平成16年度は、汐見川については護岸工、多段式の布団かご護岸工を130メートル実施しようとするものでございます。

委員長

13番。

13 番

よくわかりませんが、全体事業ではL 1,044メートルとなって、護岸工は2,212

メートルになっているんですね。護岸工 2,212メートルのうち 570メートル来ているから、130メートルやると今 700メートルの累計になるということですか、護岸工は。それから、15年度まで総体事業のL 1,044メートルというのは何メートルまで来ているんですか。もう一回お願いします。

委員長

建設課長。

建設課長

すみません、理解しにくい説明いたしまして。

全体計画の中での汐見川の延長というのは 1,044メートルでございます。1,044メートルの両側に行いますので、護岸工というのは。両側にという形になります。そういう形で、既に今までできてきました 1,145メートルを、両側ですから、そうすると約 580メートルぐらい既にできていると。全体延長の 1,044メートルの中でいくと約半分ちょっとできているという形でご理解いただきたいと思います。

委員長

13番。

13番

それともう一つ、今度は予算の方なんですけれども、汐見川河川工事は今まで補助率が非常に少ない事業だったんですけれども、今回、防交金、防衛施設整備予算で事業費 1,500万円のうち 1,425万円となっています。このまま防交金でいけるのかどうか、お伺いします。

委員長

建設課長。

建設課長

従来の汐見川の改修事業そのものでいくと、補助率3分の1という形の中で事業整備を進めてきておりました。したがって、補助率3分の1なものですから非常に町の持ち出しが大きくなってきているという形の中では、事業費も減少させながら今まで対応してきた。しかし、冠水対策とかいろいろ考えたときに、やはり早期な整備が必要だという形の中で、今年度からは防衛庁の交付金事業でできるだけ早い時期に完成させたいという形の中で、防衛の方と協議し、交付金を充てて整備していこうという形で考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

13番

はい、わかりました。

委員長

よろしいですか。

9番、松岡委員。

9番

今の、聞こうと思ったことを課長が言ったんですけれども、防衛庁の予算を、補助がものをやめてでも、あれが低いからとそっちへ切りかえるということ自体がちょっと私は納得できないんですよ。防衛庁の予算はまだまだ使い道がいっぱいある

でしょう。国の補助を当たり前にもらったら、去年の場合は 600万しかもらっていないんですね。だから、それを防交にやらせるということは、私は、やはり貴重な一般財源をそっちの方に使っちゃって、もらえる国の予算を投げる、そういうことになるのではないかと思うんです。全体的から見てどうなんですか、一体。

事業を少しでも多くやるとか、地域づくりを少しでも多くやるという気持ちの上からいったら、3分の1の補助でも貴重な財源だと思うんですよ。私は、やはりこの防衛庁予算は、せつかく国の補助が3分の1でもついているんですから、それは防衛庁の予算をあれすれば90何%もらえるんですからいいかもしれませんが、ちょっとこれからのまちづくりを考えていく上において、財政的に考えていって私は腑に落ちないです。3分の1といえども、やはり国費なんです。一般財源じゃないんですよ。それを少しでも多く使っていくということが私は大事だと思うんですが、そこらあたりの考え方をお聞きしたいと思います。

委員長

行財政課長。

行財政課長

財源関係の話でございますけれども、確かに、この3分の1補助の部分でいきますと、3分の3が起債もしくは一般財源で措置をしなければいけないということがあります。ですから、今まで河川の補助をいただきながら、一般起債で、逆に言いますと……

(「起債なんかないよ」の声あり)

行財政課長

失礼しました。起債がないということがありますので、逆に言うと一般財源が非常に窮屈になってきているという状況であります。ですから、そういう意味では、財政的には95%の防交金に頼らさせるを得ないという状況でございますので、ご理解を願いたいと思います。

委員長

9番。

9番

そこらあたりの考え方を聞いているんですよ。将来の厚岸の、こういう財政の苦しいときに少しでも多くやろうというときに、3分の1のいわゆる事業費、国の補助ですね、それをやはり活用して防衛庁の予算は、一般財源は苦しいかしらんけれども、別な方に持っていくと。まだまだ防衛庁予算でもってやるのがいっぱいあるでしょう、これからも。足りなくらいなんでしょう。その考え方を私は聞いているんです。これからのまちづくり、財政についてどう思うのか。

委員長

助役。

助 役

確かに委員おっしゃるとおり、各種の事業を起こすためにいろんな補助であるとか有利な起債であるとか、交付税措置があるかないかというようなことも考え合わせて、その財源をつくり出しているという状況であります。16年度に関して言いますと、防交金の事業というのは2億6,000万程度あると。これをどういうふうにご利用していくかということ、予算を作成する段階でいろいろ議論をして行っている。

例えば、今問題になっておりますこの河川の関係でありますけれども、1,500万の事業を起こす、これは従来3分の1の補助ですから国からいただける金は500万、残りの1,000万は丸々一般財源ということで、事業を執行できるか。要するに厚岸町総体の一般会計の中で、防衛調整交付金を除いて一般財源が充当できるのは約3億であります。3億の中で、この投資的経費を防衛予算以外のところでどうやって工面するかということをよく議論をして、その予算措置をしているという状況であります。貴重な国の補助金でありますけれども、3分の1の補助では、残念ながら今の財政状況を考えますと、その補助金をもって、例えばこの汐見川の改修事業というものを推進するというのは極めて困難な状況であります。そういうことを勘案して、この財源の充当を考えております。

いずれにいたしましても、委員おっしゃるとおり、事務事業を起こすためにどうやって有効な補助を活用するか、あるいは有効な起債を充てるかということは、財政を組む側としては一生懸命考えて、厚岸町にとって有利な財源を確保していきたいと、そのように考えておりますのでご理解をいただきたいと思っております。

委員長

9番。

9 番

汐見川はあれでしょう、平成2年から始まっているんですよ。今16年ですから、去年まで13年間、3分の1の補助ですずっとやってきたんですよ。それで、この汐見川の改修計画というものも、何年前にあなた方がつくってるはずなんです。その計画ができなくなると。財政も苦しいことはわかりますよ。しかしながら、継続事業を断念しないために防交予算に切りかえたんだと。

しかし、防衛庁予算は、先ほども言ったとおりに、まだまだ使い道がいっぱいあるはずであります。まだまだ厚岸町としてやりたい仕事はいっぱいあると思うんですよ。それらに使うべきで、何といたってもこの3分の1の国の補助というのは、やはり厚岸にとっては大きな財源だと思うんですよ。

たまたまここに防衛庁の予算がこうやってあったから、それに切りかえて何とかしのぎたいということだと思えるんですけども、しかしながら、もしこれ防衛庁の予算というものがなかったら、汐見川をほうとばすわけにいかないでしょう。やはり少しでも、3分の1の補助でもやっていかなきゃならない。その証拠に10何年間やってきたんですから、今まで。そこらあたりの考え方を再度お聞きしたいです。まちづくりとか何とかと言ってはいても、そこらあたりに私は意欲が見えない。

本当に少ない財源でも、国から出る、いわゆる金利もかからない、もらえるものについては、貪欲にやはりそれをもらっていくというような姿勢を私は示してほしい。それが一つのこれからの厚岸のまちづくりの大きな基礎になっていくと思うんですよ。そういったことで、もう一度お考えをお聞きしたいと思います。

委員長
助 役

助役。

こういう厳しい財政状況の中で、特に一般財源、地方交付税が我々の予測を超えて大きく減額されてきている。厚岸町のこれからのまちづくりを考えたときに、その財政基盤というものをきちっと確立しなければ大変なことになるという認識であります。そこで考えているのが、借り入れたお金よりも多くの借金をしない、そのことによって、かつては130億あった公債費、これが今120億少しに減額されてきています。そういうバランスですね、それらも考えて財政措置をしなければならないという状況であります。

この汐見川に関して言いますと、3分の1の補助をいただくとすれば丸々1,000万の一般財源を充てなければならないという状況であります。この防衛の交付金を当てにしない1,000万の大きさというのは、相当大きいものがあります。例えば、補助があって起債が認められて、補助と起債のその裏を一般財源で措置しなければならないわけでありまして、通常の場合は、この1,000万というのは相当きついということで、このたびこういうふうな防衛の交付金をもって充てたいという内容でございます。

委員おっしゃるとおり、防衛の予算というのもいろんなメニューがありまして、いろんな活用ができるわけでありまして、これからも財政にとって有利、不利ということをきちっと考えて、しかもなおかつこの貴重な防衛の予算というものの使途、これをきちっと目標を定めて仕事を進めていきたいと、そのように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

委員長 9番 9番 助役、防衛予算は貴重な財源ですよ。だけど、この3分の1の国の補助も貴重な財源と考えてほしいですよ。そういうことでしょう。これをそれでやらなかったら来ないですよ。まだまだいろんな事業のメニューがあるわけですから、何とかやりくりして今までどおりにこれを続けていってほしいと思うんです。安易に防衛庁の予算にそうやって切りかえるということ自体が、財政が厳しいとか苦しいとかは言っているけれども、完全にこの一つを見ても、厚岸は刀折れて矢尽きたと見ざるを私は得ないですよ。そこらあたりの考え方をもっときちっと表明していただきたいと思います。逃げでなくて。

委員長 助役 助役 決して私どもはこの防衛の予算の充当というものは逃げだというふうに思っておりません。3分の1の補助をいただいて1,000万の一般財源を持ち出して事業をやることというものは、ほかの事業全体のバランスを考えたときに、この3分の1の補助をもらって一般財源を1,000万突っ込むということは、今の財政状況の中では無理というふうに判断をさせてもらっているわけです。そういう中で、この防衛調整交付金の活用を考えたということでありますので、決して後ろ向きな対応ではなくて、今の財政状況を考えたときに、こうせざるを得ないということでございますので、ぜひご理解をいただきたいと思います。

委員長 9番 9番 13年間もこの事業を3分の1の補助で続けてきているんです。先ほど言ったように、恐らく何年前にはこの実施計画、これはたしか記憶にあるんですけども出していると思うんです。それをぶん投げたということは、やはりさっき言ったように、刀折れて矢尽きたとこう言わざるを得ないわけです。

まあ、これ以上議論しても意見はかみ合わないと思いますから、これでやめますけれども、最後に町長の考え方をお聞きしたいと思います。

委員長 町長 町長 町長 答えをさせていただきます。厚岸町まちづくりにおいては、いろいろな制度を利用してまちづくりをいたしております。その中で防衛庁の交付金の予算、まちづくりに極めて大きな貢献をいたしております。ご承知のとおり、道路整備、さらにはまた農業基盤整備、そしてま

た水産業の振興等々、幅広いメニューの中でこの交付金を使ってのまちづくりをいたしております。そういう中で、当然今までもやってきましたし、さらにまた、この有利な交付金を利用しての事業メニューというものも、これから多くあるわけがあります。

そこで、今回の汐見川の関係につきましては、ちょうどメニューがこれからの厚岸町のまちづくりの一つの大きな事業として我々は考えました。今言いましたとおり、いろいろあります、やることは。しかし、防交金を使っての事業はそろそろまた新しいメニューの段階に来ました。そういうことで、今日の厚岸町の財政厳しい中で、この防交金を使って新しいメニューとして、汐見川を対象にして早期完成を目指そうということでもありますので、確かに3分の1補助で今までやってきましたが、これはひとつ新しいメニューとして防交金の制度にのったということでもありますので、ご理解をいただきたいと思います。

9 番 平行線ですから、これでやめます。

委員長 14番、田宮委員。

14 番 大分汐見川であれしていますので、やめようかなと思ったが、せっかく質問の意思表示をしましたので、続けさせていただきます。

1つには、起債の問題があるんですね。河川の事業については起債が全然つかないと。以前にも道交渉をやった段階でどうしてだと聞きましたら、交付税で見ている、そういう答弁にもならないような答弁が返ってきましたけれども、これがやはり大きな要因になっていると思うんですね。

先ほど出ておりましたが、平成2年に計画をして、完成は平成27年なんですよ。25年計画ですね。総体の事業費は6億6,800万、100億もあるわけじゃないんですね。これをずんたんずんたんやっていくというような仕組みになっているものから、今のような議論も出てくるのではないのかなと思います。この起債がどうしてつかないかというのは、あなた方も随分と要求をされておられると思うんですが、理由は何でしょうか。

委員長 休憩します。

休憩時刻 11時50分

委員長 再開します。
行財政課長。

再開時刻 13時00分

行 財 政
課 長

答弁に時間を費やしまして、大変申しわけなく思っております。

汐見川の起債の関係について、ご答弁申し上げたいと思います。

汐見川につきましては、市町村が管理している準用河川であります。それで、この準用河川については、実は起債の対象メニューにはございません。事業実施の際には、このことについて何回か問い合わせを行ってきた経過がございますけれども、対象にならないということでありました。

ただ、以前にも議会においてこの議論を受けまして、過去の政策研究会においてこのことを投げかけてきておりますけれども、対象にできないとのことでもあります。理由は先ほど質問者、若干つぶやいておりましたけれども、経費については、画一的にその他諸費の面積を測定単位としております交付税の対象の中に投資的経費という細目がございまして、河川事業費があります。その中で画一的に交付税算入しているということであるので、基本的にはそこで見ているということでもありますから、そこでさらに借金をするというにはならないということでは起債対象外になっているという状況でありますので、ご理解願いたいと思います。

委 員 長

14番。

1 4 番

それは幾らぐらいなんですか、交付税で見ているという、わかりますか。わかりませんか。

委 員 長

行財政課長。

行 財 政
課 長

単位費用として入っております、これは標準規模が10万人ということでございますので、その数値の逆算については行っておりません。まことに申しわけございませんけれども、今の段階ではご答弁できないことをご了解願います。

委 員 長

14番。

1 4 番

わざわざ計算するほどたくさんの額ではないんです、結局ね。やはりきちんと要求すべきだと、今後も。そういうふうにするわけでありまして。

もう一つは奔渡川であります、図面を見ますと橋までは今年改修が進められる。橋から上なんですね。あそこは橋の下に土砂が流入してたまると、それが下流の方へ行くというようなことで、全面的な改修が必要だと思うんですけども、その辺はいかがでしょうか。

委 員 長

建設課長。

建設課長

奔渡川の整備の関係でございまして、質問者今言われるとおり、これは奔

渡川の河口部からオソナイ橋までの間の両護岸の整備の関係でございます。当然、あそこの箇所もやはり上部から流れてくる土砂や何かの関係で浅くなってきていると。それから、河川護岸そのものが既に個人の施設的な護岸になっているという形の中では、やはり恒久的な対策として、さらには地域の利用の方々考えた中での整備は今考えていますけれども、上流部に関しましては、現段階では確かに上からの土砂の流出がありますけれども、当面はオソナイ橋までの間の整備をまず進めたいと、そういうふうに考えておりますのでご理解いただきたいと思えます。

委員長 14番。

14番 将来的には全面的に改修するという方向で事業を進めていただきたいと思えますが、いかがですか。

委員長 建設課長。

建設課長 事業推移見ながら、上流に対してもやはり恒常的な対策が必要となってくれば進めていかなければならないというふうに考えております。

委員長 よろしいですか。

14番 はい。

委員長 他にございますか。

(なし)

委員長 なければ先へ進みます。

4項都市計画費、1目都市計画総務費。

ありませんか。

(なし)

委員長 2目街路事業費。3目下水道費。4目まちづくり推進費。

ありませんか。

8番、音喜多委員。

8番 ここでちょっと3カ年計画に基づいてお尋ねしておきたいと思えます。

第5次の3カ年計画で、平成16年度にきゅっと単年度で計画が上がってきているのが6件ほどあります。上から見ていくと、湖南地区の緑地用地取得事業から始まって住の江町駐車場まで、先ほどちょっと資料請求させていただいております。宮園地区、門静、子野日2つ、それから住の江ですね、そういったものがございます。

そのほかに都市計画として、松葉町憩いの広場、それから松葉町の歩道整備とい

うことで17年から。松葉町憩いの広場については16年度から 3,000万ほど予算を盛っていますが、そのほかについては事業計画にだけのもってまして予算はのってない。この土地利用については、6件についてはこれから予算つけてということなんでしょうけれども、この湖南地区の緑地用地取得事業と憩いの広場とは全く別なものであるのかどうなのか。この辺の一連のいわゆる湖南地区の緑地用地、あるいは松葉町憩いの広場、そしてそれに歩道整備という計画について、前回資料としては一部出ていますが、今年度予算つけている憩いの広場についてはやっていくんだらうと思うんですが、その土地利用の中で湖南地区の緑地用地取得事業、これらとどういう関係があるのか、全く別なものであるのか。あるいはこれらが関連してどのように整備しようとしているのか、その辺、まずお尋ねしておきたいと思います。

委員長
まちづくり
推進課長

まちづくり推進課長。

お答えいたします。

まず、湖南地区緑地用地取得事業以下、子野日公園2本、住の江町、宮園町、門静とあります。これにつきましては、現在、土地開発公社が所有しております土地について、現状において土地開発公社が土地を取得する際は、町がある目的をもって事業をやる、そのその事業用地を先行取得するというのが土地開発公社の役割でありますけれども、そのために取得していた土地を売り払おうという内容のものでございますが、これには事情がありまして、いわゆる土地開発公社そのものの存続について、平成16年度中に理事会に問題提起をしていこうということから、それと並行して、話し合いがつけば、今公社が取得している土地を町が買い取ると。町の立場で言いますと、町は買い取るということを今年度において行いたいということでこの3カ年実施計画にのせたものでございます。

したがいまして、松葉町の広場に関する土地と湖南地区緑地用地とは全く別のものでございまして、この湖南地区緑地用地というのは、湾月町と筑紫恋に及ぶ緑地として活用するために土地開発公社が先行取得した土地ということでございます。

委員長
8 番

8番。

そうすると、松葉町憩いの広場と、今言われている湖南地区のは全く別とは全く関係なくてやっていきますよと。今言われているように、土地開発公社が存続というか、土地開発公社をそのまま残すか、あるいは……。

今先行して取得しているということで、その土地を確かに買ってはあるんですが、

その買う目的がやはり先行取得という意味があったからこそ土地開発公社は持っていたと思うんですよ、買ったというか。それを今、町が、じゃそれで何事業をするのかと。それを買うだけ買って、ただまた寝かしてしまうのか、あるいは町が一たんあれして、また今度逆に一般に開放するのかとか、その使い目的が何であるのか。

急に平成16年度で、3カ年計画で見ると6件のそういった場所を町が買うことになっている。総額的に1億を超えているわけですけども、その使い道というのか、それがあって急にこの16年で浮上してきたのか。あるいは、今言ったように一たん町の財産にしておいて一般に売り払おうという目的なのか、その辺の計画は。出た以上は、何か計画があるのかなというふうに思いますけれども。

委員長

まちづくり推進課長。

まちづくり
推進課長

お答えいたします。

土地開発公社が先行取得をする。先行取得をする段階で、既に町としてはその土地を求める目的を持っていないかならなければならないということになるのは当然のことです。したがって、例えば最初の湖南地区につきましては、緑地用地として取得をするという目的を持っての先行取得でございました。この土地について具体的にどうするのか、緑地としてどうやっていくのかという計画については、今のところ持っていないというのが実態であります。

それから、子野日公園2件ありますけれども、これはここに書いてありますように、駐車場用地として使うための取得でありました。したがって、もう既にその目的に沿って使われているものもありますし、今後もそういった目的を持って使われていくものというふうに考えられます。

さらには、住の江町駐車場用地につきましては、病院の職員の駐車場として既にこれは使われているという実態が現実としてはあるわけです。さらに、宮園地区公園緑地用地取得事業につきましても、これも情報館の裏の方といいますか横の方の駐車場として、既に町の施設の駐車場として使われているという実態があるということ。さらには、門静地区の緑地用地につきましても、門静駅の横の元JRの土地でありますけれども、これにつきましても集会所の駐車場として既に今使われていると。こういう実態を踏まえまして、町が買い取るという方針をここに示しているところでございます。

委員長

8番。

8 番 そうすると、今言われたように、今のところは町が、もう既に使われているからその実態に即して取得してそのまま置くと。そのまま使っている状況に照らして、そのように実態に任せるといふか、今のところは、それらをどうこうするという考え方はないというふうにとつていいですか。

委員長 まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長 近々、こういう整備をするという考え方は今のところ持っておりません。

委員長 8番。

8 番 そして、面積はこの3カ年計画に載っておりますが、位置図といふか、地図上では先ほどちょっと説明させていただきましたけれども、それは出ますね。

委員長 まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長 既存のもので位置を落としたものはございません。したがって、必要があればこれからつくりたいというふうに思います。内容について、5万分の1の地図に、大まかになりますけれども、それで示すということによろしいでしょうか。

8 番 お願いします。ではいいです。

委員長 それはこの会期中にできますか。

まちづくり推進課長 はい。

委員長 では、よろしくお願いします。

他にございますか。

4目まちづくり推進費、ありませんね。

(なし)

委員長 なければ先へ進みます。

5項公園費、1目公園管理費。

14番。

14 番 児童公園、梅香町はやっとトイレをつくっていただくと、こういうことになりました。もう何年来待ち望んでいたものがやっと実現であります。

ところで、問題はいつ仕事をやられるのか。港町1号公園は、暮れも押し迫ってこれから酷寒の候になるというころにやっていましたね。あれでは困ると思うんですね。なるだけ早く工事をやっていただく、その辺いかがですか。

委員長 建設課長。

建設課長 実施時期、いろいろ私どもの仕事の事務量の関係でのおくれとかがあって、冬季に入らざるを得なかったと。今年度については冬季工事を避けるために、できるだけ早い時期に発注していきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

14番 以上です。

委員長 1目の公園管理費、他にございますか。
(なし)

委員長 なければ先へ進みます。
6項住宅費、1目建築総務費。
ありませんか。
(なし)

委員長 2目住宅管理費。
ありませんか。
(なし)

委員長 3目住宅建設費。
ありませんか。
(なし)

委員長 なければ先に進みます。
8款消防費、1項消防費、1目常備消防費。
ありませんか。
(なし)

委員長 2目災害対策費。
2番、安達委員。

2番 先日、15年度の補正予算で1番委員さん触れておられたんですけども、防災というんですか、災害、今气象台も非常に予報が進みまして、適切な予報を我々住民というか、国民に正確な情報を流してくれるんですけども、ただ、間違いなく大きい、例えば豪雪だとか、さまざまな警報関係なんですけれども、これについて、防災無線でこういう情報を町民に流す必要があるんじゃないかと思うんですけども、その辺についてお伺いしたいんです。

委員長 総務課長。

総務課長

お答え申し上げます。

気象情報におきます防災無線の活用という部分につきましては、この定例会におきましても他の議員さんからもいろいろ提言等々もいただいております。

防災無線の目的というのは、いわゆる災害を防止するための情報を提供するというところに尽きるかなというふうに思います。そういう中におきまして、これまでも大きな台風であるとかこういったものについての事前情報、近づいていますというような事前情報も流したことはございます。一般的に多く使われてきているのは、ご案内のとおり地震によります津波、こういった緊急の情報という形の中で伝達をする上では、早期伝達という上で非常に効力を発揮しているというふうなことで思っております。

それで、気象情報、以前にもお答え申し上げたんですが、いわゆる気象台で出します予警報の部類、気象予警報の部類というのは非常に多岐にわたります。その回数、頻度も非常に多いという形に相なっております。極端な言い方しますと、ちょっと大き目の低気圧が入りますと、一日のうちに10数本の情報伝達が入ってくるというような形になってございまして、これを逐一防災無線を使って全戸に周知するという部分についてはいかがかなというふうに存じております。

と申しますのは、現実の問題として、テレビあるいはラジオ等でのいわゆる天気予報という部分については、非常に町民の皆さんも関心持っております、翌日の天気予報、「雪が降るね」「雨が降るね」という会話が日常会話の中でよく出てきておりますし、また、大きな災害、台風など来ますと、テレビ等の民放それからNHK問わず、テロップ等で逐一その情報がかなりのボリュームをもって流れているということもございます。

その点からしますと、やはり防災無線で流す部分につきましては、地域に密着しているといいますか、テレビ、ラジオで伝達されないような、いわゆる地域にとって必要な情報、例えば道路の通行どめの情報であるとかそういったような、いわゆる気象に準拠したようなものとして流していく必要があるのではないかなというふうに思っております。

そういった部分では、これまで論議をいただいている中で決して十分であったというような認識は私も持っておりません。今回の部分の反省等も踏まえながら、さらにこの防災情報の関係については関係するそれぞれの課の方とも詰めさせてい

ただいて、適切な情報、それからその情報を出すに当たっても、聞かれている町民の方々の方から逆に、情報そのものがうるさいとでもいいでしょうか、そういうようなことで逆の効果を生まないようなことも考えながら進めたいなというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

委員長

2番。

2番

厚岸町は、ご存じのとおり1次産業に支えられている厚岸町なんですけれども、海にしろ山にしろ、その災害の種類によって、いずれにしても1次産業は災害は受けるわけなんです。私も、地域に密着した情報を流してほしいということを言おうと思ったんですけれども、今答弁いただいたんですけれども……。

例えば特に、先ほどもちょっと議論あったんですけれども、豪雪の場合、除雪するのに、路上駐車いわゆる違法駐車ですよね、これが非常に多いと。これは、車というのは非常に高額なものですから、やはり傷つけないように除雪する。これはかなりやはり手間というかむだな時間、それからせっかくやってもきれいに除雪ができないと、そういう状態になると思うんですよね。ですから、防災無線を通して町民の方に駐車しないように協力を願う、または警察あたりと連絡を取りながら、そういうものを取り締まってもらうというふうにしていくと、除雪もある程度スムーズに早くできるんじゃないかなという気もするんですけれども、その辺についていかがでしょうか。

委員長

総務課長。

総務課長

お答え申し上げたいと思います。

一つの例として積雪、豪雪の関係でございますけれども、確かにおっしゃるようには、こういう身近な情報といたしまして、先ほども除雪の関係、作業の進捗状況どうなんだというような論議もございました。それとあわせまして、私どもの方で今回の雪等において流しておりますけれども、交通事故防止上ということの呼びかけの中で、外出をできれば控えるようにというようなことも含めながら、いわゆる除雪作業に支障のある駐車防止というようなことも、防災無線等を活用させていただいて流させていただいております。

そういうようなことで、おっしゃられる部分ごもっともでございます、そういった情報の中で皆さんが気をつけていただいて協力いただくということによって、除雪もスムーズにいく、あるいは事故防止につながるというような部分というのは

大事なことだというふうにも思います。

ただ、流すタイミング、こういったような部分もあろうかと思しますので、この辺につきましては、先ほども申しましたけれども、関係課とさらに詰めさせていただいて、より効果的な防災無線の活用という部分で今後も研究検討を進めさせていただきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

委員長

2番。

2番

先ほど言ったように、やはり厚岸町は自然条件、気候条件と非常に密接が深いわけですから、今お話を聞いていますと、基準といえますか、例えば警報であれば流すとか、注意報であれば流さぬとか、厚岸に本当に密接したような形の情報を基準に、こういう場合については無線で流すとか、何かそういう基準になるマニュアルのようなもの、そういうものはあるでしょうか。

委員長

総務課長。

総務課長

お答え申し上げたいと思います。

この町の防災行政無線の活用の規定といいたししょうか、要綱が設けられておりまして、その中には防災無線の活用という部分の項目の中に、気象予警報の伝達というものがございます。そのほかに行政情報の伝達、いわゆる通常の行政情報をいろいろ朝夕流しておりますけれども、そういったような伝達だとか、こういった部分もあります。

ただ、気象予警報の伝達という部分で申し上げたいと思いますけれども、基本的にこの防災行政無線を設けたという部分の背景には、いわゆる災害等に応じていろんな情報が遮断された場合に、例えばテレビ、ラジオ等が遮断されたという場合には、もう完全な情報の遮断という部分が出てまいります。そうしたときに、いわゆる気象の情報を伝達する手段として、有線ではなく、無線を活用した中での地域の中に全体にお知らせするという部分では、この防災無線の役割というのは非常に大きなものがある。整備の目的の中には、そういったような緊急災害時に備えるために設けられた設備であるということをご理解いただいているとおりでございます。

それで、基準ということでございますけれども、これまで一応予警報について行うということでございますけれども、明確にこういった情報を出すんだというふうに決めているのは、地震津波におきます津波注意報・警報、これにつきましては一刻を争うというようなことから、必ず防災行政無線を活用するというふうにしたし

ております。

ただ、一般の予警報につきましては、例えば警報といいましても非常に多くの種類がございまして、日常的にいろいろな警報が出てまいります。それを選択して、この警報であれば云々だというのは非常に難しい部分がございます。したがって、私どもこれまで取り扱ってきたのは、例えば台風であるとか、大きな低気圧であるとか、全国の、日本の、こちらの方に向かってくる間にいろいろな被害状況等が出てまいります。そういったような規模、そういったようなものを考え合わせながら、いわゆる注意を促すような情報をやはり住民の方に流していくべきであろうなど、このように考えております。

それと、先ほど言いますように、一つの、例えば台風に対します情報というのが、非常に多くの情報が出てまいります。極端な言い方をすると、1時間ごとに刻々と変わる情報が伝わってくるということがございます。これをすべて防災行政無線で流すという形になりますと、聞いている方は一方的に聞くような形になりますし、逆に言うと、そういった情報であれば、テレビ、ラジオ等の情報が遮断されていない限り、向こうの方が早いわけですね。どちらかというタイムリーな形で入っております。そういったタイムリーな情報は、そちらの方の手段として得られているというような形でございますので、やはり要所要所で必要な情報というような部分を選択して流していくことが必要なのかなど、このように考えております。

特に、今申したように基準、マニュアルという部分で申しますと、そういう一般の予警報においての、例えば低気圧何ほ以上の大きさであれば出すんだという基準というようなものは、今言ったような趣旨の中で設けておりませんので、ご理解をいただきたいと思っております。

委員長

2番。

2番

そういう警報、注意報、それは一々流されないということもわかりました。そうだと思います。

ただ、雪に関して、先ほど言ったような違法駐車に対しての町民の協力呼びかけ、それからまた、除雪車が何でこんなに積もっているのに来ないんだらうという町民の不満、不安、そういうものがあるわけなんで、できればそういう除雪関係にも町民に、例えば、もう少し我慢してくれと、雪がまだ盛んに降っているのももう少し辛抱してほしいとか、何かやはりそういう情報を流すのも非常に大事なサービスの

一つだろうなとそのように考えるわけなんで、その辺についてももう一度お答え願いたいと思います。

委員長

総務課長。

総務課長

防災無線全体に係ることですので、私の方からお答えさせていただきたいと思います。

先ほども他の委員さんとのやりとりの中でも申しましたように、なかなか作業の進捗状況を適切にとらえて適切に情報を出すという部分、非常に難しい部分もあるかと思います。そういった中で、どこまで出せるかという部分、それからタイミングの問題もありますので、その辺につきましては、さきに建設課長の方からもお答えしているように、さらにあり方という部分について検討いたしまして、住民の方々、町民の方々が除雪の作業協力ができるように、あるいは、その情報に基づいて外出等のいわゆる行動に参考になるようにというような部分、十分念頭に置きながら、タイミング等を考えさせていただきたいというふうに思いますので、ご理解いただきたいと思います。

委員長

12番、谷口委員。

12番

たびたび防災無線が昔のラジオの音みたいのが流れるときあるんですけども、あれは試験送信なんですか。

委員長

総務課長。

総務課長

すみません、どういう内容なのかよく理解できないんですが、一般的に流しているのはチャイムでの部分、それから定時的に7時半あるいは夜6時何ぼでしたか、定時に行政情報として流している部分、これ以外には臨時的に流す情報、それから気象等の緊急情報、こういったものかと思いますけれども。

委員長

12番。

12番

そうしたら、うちのが壊れているのかどうかわかりませんが、一定の時間、電波を受信したのかなというような音が流れるんですよね。それで、その後何かあるのかなと思って待っていれば、ずっと切れちゃってそのままになるんですけども、それは何なのかということなんです。

委員長

総務課長。

総務課長

全体的な中でそういう状況が起きているということではないので、恐らく地域的な何かの混信電波といいたいでしょうか、そういうような部分があるのかなというふう

に思いますけれども、個別に当たってみなければ、現状では何とも申し上げられないかなというふうに思っております。

ただ、私ども全体的の中で、ある一定の中でそういうものが頻発しているとか、こういう状況が起きているというような情報としていただいておりますので、ちょっと今の段階では原因が何であるかというような適切なお答えはできないという状況でございますので、ご理解いただきたいと思っておりますし、なおその個別の部分については、個別の調査等によって対応を図ってまいりたいなというふうに考えております。

委員長

12番。

12番

故障していれば音も出ないですね。その原因については、やはりちょっと調査してほしいなというふうに思うんですよ。うちのは時々なるんですね。この後何かあるのかなという感じなんです。例えば、ピンポンパンとか何というんだかちょっと忘れちゃったけれども、そういう音が入る前に音が入り出しますよね、ツーというような音が。それで切れちゃうんです。ですから、そういうことがほかの家はないのか。何かをやっているのかなと思ったりするんです。

それと、今、安達委員も質問されていましたが、今回、冬に太田でああいう事故があったと。その後で無線流されていますよね。それで、今まで緊急事態では、あれと食中毒とあと何があったかちょっと忘れちゃったけれども、何回かやられていると思うんです。今課長がおっしゃっていますように、台風でしたら相当南の方で発生しまして、来るまで何日もかかって、北上が始まってもスピードがあってもある程度の予測というか、そういうものを見ながらできる。ところが、今回の低気圧は予測をはるかに超えるというか、そういう状況がありましたよね。そういう場合の対応というのは、やはりもう少し考えておいた方がいいのではないかなというふうに思うんですけれども、それについてはどう考えているのか。

それと、基地局とサブですか、ありますよね。例えば、送信については味覚ターミナルだとか消防でしたか、サブであるのは。そういうところから実際送信したとか、そういうことは行われたことがあるのか。

委員長

総務課長。

総務課長

お答え申し上げたいと思います。

まず、異常気象に対します伝達という部分、これにつきましては、おっしゃると

おりの方で、やはり町民の方々が意識していただくというのが一番大事なことかなというふうに思っております。その意識によってテレビの情報を見るだとか、ラジオの情報に注意してもらおうとか、そういう意識を高めていただくというのがまず必要なかなというふうに思っておりますので、その辺での広報という部分では、今後さらに出すタイミング等を考えながら対応してまいりたいなど、こういうふうに考えております。

ただ、常時この情報を出すという部分については、先ほど言いましたように、かなりの回数になって頻繁になってきます。極端な話、聞いている方にしてみれば、逆にうるさいというふうな苦情をいただくようなくらいの頻度で入ってくるという状況でございますので、その辺のタイミングを見計らいながら必要な情報を選択させていただきたい、このように考えております。

それから、無線の発信元の関係でございますけれども、通常は役場にありますが基地局でございます。そのほかにおっしゃられるように、コンキリエに予備局、それから釧路東部消防組合の方にも発信できる予備局がございます。厚岸町内では3カ所からこの電波を発信できる。そのほか、漁協の方で漁協の関係者、これは漁業協同組合独自に町のシステムの中に併用といいたいまいしょうか、一緒に入るような形の中でもってやっておりますけれども、それは漁業関係者の方への周知というような体系になってございます。

それで、通常におきましては、すべて基地局、こちらの方から出しております。それで、消防の方から出していただくというのは、実は先般の十勝沖地震津波の際の第一報の通報というのは、まさに消防の方から出していただいております。これは事前協定を結んでおりまして、震度5以上の地震であって、なおかつ津波の警報等あるいは津波の発生のおそれがあるとき、これについては第一報として消防の方から流すんですというような事前協定を結んでございます。いわゆる事前命令とでも申しまししょうか、そういったものに基づいて消防機関が出している。つまり、我々がこちらに登庁する行動を起こしている最中には、もう既に常駐の方から流している。そういうような形の中で使われてきてございますし、今後におきましても、例えばこちらの方がダメージを受けた場合については向こうの方からすぐ流すと、これはコンキリエの方についても同じでございますけれども、そのような形になると。

それで、実はコンクリエの方でございますけれども、まだ実践の中では活用したというのはございませんけれども、実は、年が明けましたので去年ですけれども、15年度の避難訓練の際にはコンクリエの防災無線を活用して、あそこの基地局を活用した各地域への伝達訓練、これをやらせていただいております。これは、さきに議会におきまして議員さんからの提言をいただいた内容に従いまして、そういった訓練の中に取り入れて、万が一の際、こちらがダメージを受けた場合についての予備として使えるような機能を持っているかどうかという確認をあわせながらさせていただいたということでございまして、こういった部分につきましては、今後もそういった訓練等において活用してまいりたいなというふうに考えてございます。

それから、電波の障害等の関係でございますけれども、助役の方が経験がありますものですから、すいません、よろしく申し上げます。

委員長

助役。

助 役

この防災行政無線の免許をいただくときに、電波管理局から免許をいただくんですが、デジタル式の周波数を与えられています、厚岸町。それで、近隣の町村に与えられている周波数となるべく近寄らない値といいますか、それをいただいています。恐らく、想像なんです、混信だと思うんです。今、谷口委員がおっしゃっている例。役場の基地局のあるブースのところで私もしばらく聞いていましたら、関東、関西、それから遠くは沖縄からの電波を拾う場合があるんです。これは雲の高さや何かの影響があって——私は技術屋さんから聞いた話なんです——があって、混信する可能性があるよということなんです。それは機械的に特別何かトラブルを持っているわけではなくて、気象条件によってそういう場合もあるということなんです。

我々がこの免許を与えられるときに、必ず発信元を言わなければならないというルールがあります。それは、「こちらは防災厚岸です」というのを必ずアナウンスの後にきちっと伝えなさいと。それで発信元がわかる。私が今、関東、関西、遠くは沖縄と言ったのは、その町の名前を言っているから、これは混信だなということがわかったわけなんです。

実はそういう特性も持っている機械だということですので、これは今調査をさせていただきますというような総務課長が話をしていましたけれども、いつ混線があるかわからないですよ。それを排除するというようなことになると相当難しい問

題があると思うんですけども、そういう特性があるということでご理解をいただきたいと思います。

12番 わかりました。いいです。

委員長 いいですか。

12番 はい。

委員長 2目災害対策費、他にありますか。

(なし)

委員長 なければ先へ進みます。

271ページ、9款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費。2目事務局費。

3目教育振興費。

14番、田宮委員。

14番 町立教育研究所の印刷製本費というのは、今年何かつくるんですね、これ。

それから、補助金なんですが、町立教育研究所の歳出の予算の中に、補助金として町立教育研究所というのがあるんですね。こういう処理の仕方というのをおかしくないですか。

委員長 教育委員会管理課長。

教委管理課長 1点目の町立教育研究所の印刷製本費のご質問でございますけれども、平成16年度におきましては、小学校の3、4年生が使っております社会科副読本の全面改訂の年になりまして、この副読本を3、4年生、それから今後の児童のことも含めまして350冊を印刷しようとするものでございます。この予算が205万1,000円の予算計上をさせていただいているところでございます。

それから、町立教育研究所でございますけれども、今年度補助金を192万ほど予算の計上をさせていただいております。これにつきましては、研究所の中で部会あるいは委員会を設けていてそれぞれ活動しておりまして、経理につきましては、以前はそれぞれ部会あるいは委員会ごとの予算経理でございましたけれども、昨年度より一括した予算経理をしてとり進めるということで、このたびそういった部会すべて合わせまして192万の予算の計上をさせていただいたところでございます。

委員長 14番。

14番 前段はいいです。

後段、よく説明がわからないんですが、これは町立研究所の歳出をここに定めた

ものですよね。その中に補助金として町立研究所に 192万円出すんだと、こういう処理の仕方というはおかしいんでないですかと言っているんですよ。委員会事務局費の中で、町立研究所にこれだけの補助金を出すというふうなものであれば納付できますけれども、その辺はいかがなんでしょうか。

委員長

管理課長。

教 委
管理課長

再度の質問でございますけれども、この教育研究所につきましては、部会が2つあるいは委員会が3つ、それから教育研究推進協力校というのが4校ございます。それから、教育研究所研修会という組織もございます。さらには、先ほど社会科副読本の印刷製本の話をしましたけれども、この発刊に向けて編集委員会を開いておりますけれども、こうした委員会もございます。それぞれ各学校の校長先生あるいは担当の先生で組織されておりまして、それぞれが独自の活動をしてございます。そういったことから、各種の会議の経費、あるいは研究をするに当たってのもろもろの経費ということで、かなり経理の内容が細かくて、しかも膨大になっていると。さらには、補助金を受けてそういった目的に向かって進める方が非常に効率がよいと、そういったこともございまして、現在この町立教育研究所に補助金を出していると、こういう内容でございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

委員長

14番。

14番

町立研究所への補助金というふうにあるんだけれども、中身はいろいろあるんだということを言っておられると思うんですね。書いて出してください。よくわかりません、文書として出してください。

委員長

管理課長。

教 委
管理課長

直ちにということでありますが、若干時間をいただきまして出すようにいたしたいと思います。

(「どのぐらい時間かかる」「直ちにとはいかないけど若干時間くれと」「1時間ぐらい」の声あり)

委員長

休憩します。

休憩時刻 14時14分

委員長

再開します。

再開時刻 14時14分

管理課長。

教 委
管理課長

大変貴重な時間をお取りいただきまして、申しわけございません。

今年度の町立教育研究所の補助金 192万円の各部会あるいは委員会ごとの予算で
ございます。

教育研究部会でございますけれども、これにつきましては各教科がございます。
国語、社会とかそういったすべての教科、12の教科の研究、さらには養護・障害児
教育等々の5つの部会、合わせて17部会の方でこうした教科の研究をしている部会
でございます。これらの運営費あるいは研究会の交通費、会議費、そうしたもの
に経費を充てております。

次に、複式教育研究部会33万でありますけれども、これにつきましては、町内5
校複式ありますけれども、こうした複式の関係について日ごろより研究をしている
ということです。本年度、全道の複式研究大会が高知小・中を会場に行われますか
ら、当面はこの取り組みを推進しているということでございます。

それから、文化実行委員会で21万ほどありますけれども、これにつきましては、
文化的な活動の推進ということで、町内の小・中美術展あるいは書道展の開催をし
ているということで、これらに係るもろもろの経費であります。

それから、体育実行委員会20万でありますけれども、これについては、小学校の
陸上競技大会を毎年開催しておりますので、これらの経費というふうになります。

それから、情報教育研究委員会14万、これについては教育用コンピュータの部分、
指導の先生方のコンピュータ技術の研修と、そういったことに対して使っておりま
す。

それから、研究推進協力校として15万ということで、具体的にまだテーマは決ま
っておりませんが、各学校の持ち回りで4校を選定し、それぞれテーマを決
めていただいて研究を推進していくというものでございます。

それから所員の研修会、これについては9万円。

最後に、社会科副読本の編集委員会ということで、これにつきましては改訂に向
けての編集を毎年進めていると、こういった内容でございます。

以上でございます。

委員長

14番。

14番

何か、当初これつくるのに1時間もかかるというような話だったのですが、これは
その一部ですか、そうしたら。まだ何かあるんですか。

委員長

管理課長。

教 委
管理課長

いいえ、資料につきましてはこれだけでございますけれども。

委 員 長

14番。

1 4 番

よくわからないな。不可解だ、これは。

教育研究所一本で 192万と、これだけのものがあるのであれば、大変透明性が無いわけですよね。中身はわからないわけだ。こっちは正直だから、町立教育研究所 192 万、聞いてみたら案外こんなに分かれていると。これは、予算で補助金として出すときにはもう一工夫して、透明性が確保できるようにやっていただきたい。

委 員 長

教育長。

教 育 長

実はこの予算なんですけれども、14年度まではそれぞれの部会、実行委員会名で補助金を出しておりました。ただ、財政当局との協議の中で、補助金等の監査につきましては 100万以上が対象になるという部分がございます。それぞれ細かく対象外にするよりは、100万以上の一本にまとめる形で監査対象にして透明性を保ちたいということで、15年度から一つにまとめたという経緯がございますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

1 4 番

わかりました。

委 員 長

いいですか。

教育振興費、他にございますか。

(な し)

委 員 長

なければ先に進みます。

4目教員住宅費。

12番。

1 2 番

教員住宅なんですけれども、現在までの住宅の建設がどうなっているのかということ、今年度は新築はないんですけれども、それはどういうことなのか。十分足りているということなのかどうなのか、お伺いをいたします。

委 員 長

教育委員会管理課長。

教 委
管理課長

教員住宅の建設の関係でお答えを申し上げます。

教員住宅につきましては、議会のご指摘を受けまして、住宅を年次的に建設することで平成9年度より平成15年度まで進めてまいりましたがけれども、全体では28戸を建設しております。この中には、僻地教員住宅とそれから住宅公社を利用したの建設、さらには公立学校共済組合の住宅、こういうことで現在まで28戸の建

設を見ております。

これにつきましては、16年度以降につきましても建設の計画は委員会として持っておりましたけれども、1つには、僻地教員住宅につきましては国庫補助金を充てるわけでありましてけれども、この建設については、やはりあいている教員住宅がある場合についてはなかなか補助金が認められないと、そういった事情もございます。さらには、住宅公社あるいは公立共済住宅につきましても、それぞれ後年次以降に償還金の負担というものが出てまいりまして、現在も合わせて2,000万以上の償還が毎年出てくると。こういった部分もございまして、背景としましては、こうした財政事情の中ではなかなかこの教員住宅の建設については難しいと、こういった事情もございます。私どもとしましては、現在の住宅を効率よく使用していただくということで、現在補修等に努力しているところでございます。

今後の建設計画のかわりといっちは何ですけれども、そういった部分につきましては民間活力を使ってということで、民間の方の力を借りましてアパートなりそういった部分を建設していただいて、そこに優先的に先生方に入居してもらおうと、そういったことを考えております。

ご案内のように、先生方につきましては北海道の職員でございますから、当然、住居手当という部分が私ども職員と同じようにありますので、そういったことををにらみながら、そういった民間のアパートを利用しての入居という部分も考えながら、現在ある教員住宅とそういった新たな民間でのアパートと両面で進めていきたいと、このように考えているところでございます。

委員長 12番。

12番 今、説明されておりましたけれども、16年度以降の建設については、そうするとこれは白紙になってしまったということですか。

委員長 管理課長。

教 委
管理課長 これにつきましては、当面、町の方で財政的に見て建設のめどがつくまでと、このように押さえてございます。

委員長 12番。

12番 教員住宅についてどのように考えるかということだと思っておりますけれども、1つには、空き家が多いという話をされていますよね。空き家の原因は何なのかということ、やはりきちんと一つは押さえなきゃならないんじゃないのか。それから、

空き家になっている教員住宅はまだ償還の途上にある住宅なのか。そうするとそんなに古い住宅ではありませんよね。そうすれば、その住宅が本当にきちんと補助対象の事業として行われて建てられたにもかかわらず、住めるような住宅でないというのはどういうことなのか。その原因をはっきりさせなきゃならないのではないのかなというふうに思うんですけども、それらについてどうなっているのか。

それから、民間活力というふうにおっしゃっておられますけれども、今回の太田の事故なんかも含めて、やはりなるべく学校の周辺の住宅に住んでいただきたいという地域の要望、父母の要求があると思うんですよ。そうすると、それらに対してはどういうふうに対応するのか。それにふさわしい住宅になっていないことが、通勤にならざるを得ない状況も一つにはあるのではないのかなというふうに思うんですよ。そういうのも含めてどういうふうを考えているか、もう一度説明をお願いしたいというふうに考えます。

委員長
教委
管理課長

管理課長。

現在の教員住宅につきましては120戸、現在あります。このうち、空き家の部分につきましては29戸であります。このうち、非常に建設の年数も経過しまして補修についても難しいといったところが12戸ほどありますけれども、これについては、将来的には解体せざるを得ないのではないかと、こういうことで考えてございますし、残りの部分については、入居したいとそういった希望があれば、補修を進めて入居していただくということでございます。

それから、民間活力の部分で、先生方のニーズといいますか、その絡みでありますけれども、先生方につきましても、こういった交通網の発達といいますか、道路網非常によくはなっていて、かなりの方が釧路から通勤しているという実情もございます。その一つの理由が、職員住宅が狭いとかそういった事情かといいますと、必ずしも、私ども先生方と入居の際いろいろお話ししておりますけれども、そういう理由ではなくて、釧路市内、近郊に住宅をお持ちになっておりまして、お子さんもそこに住んでいらっしゃるってと、そういった事情で通勤をしたいと、こういったことがございますし、また、必ずしも教員住宅ではなくて町内の民間のアパートなりに入りたいと、そういった先生方のニーズもございます。

いずれにしても、私どもとしましては、できるだけ学校に近い職員住宅の方に住んでいただきまして、地域の方々と触れ合いながら教育を進めてほしいと、そ

うという願いを持ってございますので、そういった面におきましては、各学校にあります職員住宅につきまして、できるだけ営繕に努力をして、先生方の希望といたしますか、そういったことを聞きながら職員住宅の利用を促進していきたいと、このように考えてございますので、ご理解をいただきたいと存じます。

委員長

12番。

12番

もう12戸は使うに耐えないような住宅だという今説明ですよね。それがあつことが、逆に結果的には新しい住宅を建てることを困難にしている原因でもないのかなというふうに思うんですが、それについてはどうなのかということ。

そうすると、あとの17戸なんですけれども、ある事故があつてもう使えないだとか、それから以前の入居者の使い方によって、とても人の住めるような状況になつていない住宅があるだとか、そういうのも結果的にあるのではないのかなというふうに思うんですよ。そうすると、管理がどういうふうにされているのか、これらについての責任はどういうふうになるのか。後の人が入れないような住宅になつてしまうというのでは困ると思うんですよ。そういうのはどういう扱いをしているのか。例えば、町営住宅だつて入居に当たつてきちんと約束事があつて、退去時にはそれなりの対応をして、その家を退去するということになつていると思うんですけれども、教員住宅はその辺はどういうふうになつているのか、説明をしていただきたいなというふうに思います。

それから、厚岸に住まわれなくて、他の町村に住宅を建ててそこから通われるという話なんですけれども、やはり厚岸に魅力を感じて厚岸に住宅を建てて住まいを始められた先生も中にはいるんですよね。ですから、厚岸が全く魅力のない町ではなくて、厚岸のよさをやはり十分アピールしていくことも大事なことはないのかなというふうに思うんですけれども、そういう点ではどうなんでしょうか。

委員長

教育長。

教育長

住宅管理規則によりまして、退去、住宅使用者の義務というものがうたわれております。その中では、当然のことながら使用者の責によるものについては、その費用を負担して修繕を行うというふうな規定になっております。ただ、経年的にかなり古くなつている部分もありまして、使用者の責だけではない部分でかなり修繕が必要というふうな住宅ももちろんあります。それは予算の中で、入居されるときにできるだけ住みよい環境をつくるような形で修繕してから入つていただくというふ

うなことを考えております。

もう一つ、2点目ですけれども、他の市町村からという部分ですけれども、これにつきましては、もちろん距離的に近い学校については、家庭の事情でこちらから通われるというふうな先生もいらっしゃいますし、もう一つは、国庫補助の部分で考えていきますと、建設してから20年程度は使っていかなきゃならない。これは、教員住宅も、やはりほかの公共施設と同じような意味で、今後長い間使わなければならないというふうな部分がございます。他町村で新聞等でも報道されましたけれども、結局、学校がなくなっても住宅が残るというふうな状況というのが今後考えられるとするならば、やはりそれはこれから統廃合を考えなければならないような状況が少なくとも20年間以内には出てくることが予想されるときに、そこに国庫補助金を使っての住宅を建設するというのは、やはり難しいのではないかと僕たちは考えているわけです。

それともう一つ、先ほど言っていた部分ですけれども、民間の住宅というのは、国庫補助にしても共済住宅にしても、教職員住宅というのは、元金に関して言うと、ほとんど町の持ち出しというふうな形で建設してきております。これで120戸を、例えば約25年間で毎年4戸という形で更新していかなければ、ずっと永久に続いていくというふうなサイクルだと思うんです。

そうやって考えたときに、一つには、僕はある程度、例えば釧路市とかの状況を見ると、民間のアパートなりを使っていただいて入っている状況もある。そして、民間のアパートを使うことによって、先ほど言いましたけれども、公務員としての住居手当が支給されると。それをもってすれば、例えば5万円の住宅であれば2万四、五千円の手当が出る。残りの部分については2万5,000円程度。ところが、教職員住宅の場合は、これ自体が福利厚生的な意味が含まれているということもあって、住居手当の対象外になってしまいます。ですから、例えば1万8,000円の家賃を取れば、1万8,000円の中に教職員は補助金をもらうことができません。そういう中では、僕はそういうふうな形で道の方からの手当が出るような住宅があってもいいのではないかと。そういう中との併用して建てていく。

先ほど課長の方から言いましたけれども、やはりここ一、二年は非常に苦しい中で建てられないですけれども、これから全部が当然民間で賄えるとも思っていませんし、当然ながら、厚岸町にいらしていただける先生のために、住宅というのは今

後も教育委員会でも建てていく。ただ、その中で、民間の住宅も建ててもらってそういうところに入っていただくというふうな、少しお金は高くてもきれいな住宅に入りたいというふうな要望のある先生もいらっしゃるということですので、その辺についても考えていきたいと思えます。

それと、先ほど厚岸町というふうなことです。もちろん厚岸町に住居を構えられている先生もいらっしゃいますし、もちろん厚岸町の住民として厚岸町の魅力、非常に感じている方、大変いらっしゃるというふうにご考えております。その点については、できれば退職後、たくさんの人が残っていただければよろしいなというふうに思えますし、ここに居を構えて通われる方もたくさん出てほしいというふうにご考えます。

委員長 14番、田宮委員。

14番 これまでに建てた教職員住宅の譲渡償還金がありますね、共済組合と住宅供給公社。住宅供給公社の教職員住宅譲渡償還金については債務負担行為が起こされておりますけれども、この共済組合の職員住宅譲渡償還金ということでの債務負担行為は起こされていないというふうに思いますが、いかがですか。

委員長 教育委員会管理課長。

教 委 債務負担の関係でございますけれども、住宅供給公社につきましても平成9年と管理課長 平成10年に建てておりますけれども、これについては債務負担起きていますし、それから公立学校共済組合の住宅、これまでも建ててまいりましたけれども、平成11年、平成12年、14年と、それから今年度15年ありますけれども、これにつきましては債務負担行為の補正なり、そういった予算の措置をしております。

委員長 14番。14番

だから、住宅供給公社の教職員住宅譲渡償還金に関する債務負担ですね、平成9年と平成10年。これは譲渡償還金として債務負担行為は起こされているけれども、公立学校の共済組合の教員住宅については、あるのは、住宅の建設に関する債務負担ですよ。住宅の譲渡償還金に関する債務負担ではないんですか。

委員長 休憩します。 休憩時刻 14時43分

委員長 再開します。 再開時刻 14時49分
管理課長。

教 委
管理課長

大変申しわけございません。

この公立学校共済組合の住宅に関する債務負担と、こういうことで議決をいただいておりますけれども、これの内容につきましては住宅供給公社と同じように、住宅の償還金と同じ内容であります。公立学校共済組合につきましては、既にこうした名称で債務負担を起こしているといった経過がございまして、その後、今年度ですか、平成15年度につきましてもそういった同様の内容ということで同じような債務負担を起こしたと。同じ名称で債務負担を起こしたと、こういうことでございませぬ。

いずれにしましても、この公立学校共済組合につきましても、住宅の償還、内容的には償還という部分でございませぬので、ご理解をいただきたいと存じます。

委 員 長

14番。

1 4 番

中身は住宅の譲渡償還金だと。この平成11年から15年の教員住宅の建設に関する債務負担というのは、建設に関する債務負担というふうになっているけれども、これは譲渡の償還金だよ、そういうつもりで債務負担を起こしたんだと、こういうことですか。

委 員 長

管理課長。

教 委
管理課長

そのとおりでございませぬ。

委 員 長

14番。

1 4 番

紛らわしいので、きちんと譲渡償還金というふうに明記した方がいいんじゃないですか。どうなんですか、それは。

委 員 長

どっちが答えるの。行財政課長が答えるの、教育委員会が答えるの。どっち答えるの。

行財政課長。

行 財 政
課 長

債務負担行為として起こしたことでありますので、議決条件であります。それで、これは11、12、13、14と、この以前にこの名前があったために、今はもう消えていますけれども、こういう名前を使った。マクロ的にこの建設に関する債務負担ということでご理解を願えればと。今後においては、取り扱いについては、これは内容的に明確な譲渡償還金でございませぬので、表現を今後についてはしてまいりたいと思っておりますので、ご理解願いたいと思っております。

委 員 長

14番。

14番 正確に言えば譲渡償還金なんだけれども、建築に関する債務負担行為になっているので勘弁してくれと、こういうことですか。

委員長 行財政課長。

行財政課長 過去における債務負担が譲渡償還金の内容がこういう表現で行ってきた、マクロ的にとらえていただきたいということでございます。

14番 はい、いいです。

委員長 他にございますか。

11番 11番、岩谷委員。

11番 ちょっとここで町内の小・中学校の先生の数、人数ですね、それをちょっと教えていただきたいと思います。それと、地元に住んでいる方とそれから地方から通っている方、ちょっとそれわかりましたら教えていただきたい。

委員長 管理課長。

教委管理課長 お答えを申し上げます。

データちょっと、昨年12月で押さえた部分がございますので、その時点でのお話になります。この当時の教職員数につきましては161名でございます。このうち、厚岸町内にお住まいになっている先生方については108名であります。約67%の方々であります。町外から通勤されている先生方でもありますけれども、まず、釧路市あるいは釧路町の方については49名、それから浜中、標茶近郊ということで4名の方々はこちらの方から通勤していると、こういう実態でございます。

委員長 11番。

11番 ちょっと委員長にお願いがございます。これは全体にかかわることで、若干外れることもありますけれども、そのときはちょっとご容赦お願いいたします。

委員長 はい。

11番 実は、町外から通っている先生方の中に、ちょうど2月に事故があった太田中学校、あの教員の方たちは、地元には教員住宅があったんだけれども、籍は標茶あるいは鶴居、釧路から通っていたんですか。まずそれ第1点、お聞きしたいと思います。

委員長 管理課長。

教委管理課長 お答えを申し上げます。

町内の教員住宅に住んでいる先生については4名でございます。それから、標茶

から通勤している先生が1人、釧路市内からがお2人と、こういう状況でございます。

委員 長

11番。

1 1 番

それでは、今回の太田中学校ですが、これは僻地校に指定されていますか。

委員 長

管理課長。

教 委
管理課長

太田中学校につきましては、僻地級の1級地でございます。

委員 長

11番。

1 1 番

それじゃ、僻地についても級があるんですね。差がね。

それで、町内に住んでいながら、僻地手当をもらいながら、恐らくこの今の中学校の先生については、僻地手当を受けていながら、結果は標茶か釧路あたりから通勤しているという状態なんですか。そこら辺ちょっとひとつ教えて。

委員 長

管理課長。

教 委
管理課長

先生方の僻地手当につきましては、北海道の職員ということで、道の給与条例の方の適用ということでございます。私どもの方の町の職員については、この僻地手当の制度についてはございません。この道職員が対象になっております僻地手当の支給につきましては、実は在勤地主義がとられてございまして、言うなればその勤務地が僻地何級かとかこういったことございまして、これについては、私どもの方でも受けております寒冷地手当のように、地域的給与における取り扱いの例にならったということでございます。

したがいまして、市内から通勤している、こういった場合につきましても、その学校の所在地が僻地の何級地かでこの手当の支給の額等々が決まってくると、こういったことございますので、ご理解をいただきたいとこのように思います。

委員 長

11番。

1 1 番

これは道教員の場合は道の方から来ますね。ですけど、恐らくこれは通勤手当をもらいながら、それでしかも住宅手当も当たっている分というのは、僻地に住みながら地方から通っているということはちょっとおかしいんでないの。普通、本来なれば、要するに学校のそれこそ周辺に、そこに住まなきゃならないのに、僻地手当と通勤手当も恐らく標茶から通っている人は出ていると思うんですよ。そういうことはないですか、僻地手当もらいながらそちらから通っているということについては。ちょっとそれをお教えいただきたいとします。

委員長
教 委
管理課長

管理課長。

お答えを申し上げたいと思います。

実際問題としまして、通勤している方で2キロ以上ですか、そういった方については通勤手当の支給がございますし、この僻地手当につきましては、先ほど言いましたけれども在勤地主義がとられているということでございます。先生方の勤務先のかんが、その生活に影響を与えていることが一つには考えられますし、同じ学校内で机を並べている先生方の間に、その取り扱いに差が生じたり、あるいは僻地級の違いで手当の単価が異なるという問題もあって、現在については、現行の僻地手当の支給については、いわゆる在勤地主義がとられていると、こういう内容でございます。

ただ、道議会での質疑の中では、この僻地手当の関係について議論が交わされていると、こういったことについては私どもも承知しております。

以上でございます。

委員長

休憩します。

休憩時刻 15時02分

委員長

再開します。

再開時刻 15時30分

岩谷委員さん、どうぞ11番。

11番

僻地手当につきましては、先ほど道条例を見た限りでは、一応道の方から先生方の給料等については出ると。ただ、僻地手当をもらいながら通勤手当をもらいながら、地元にはやはりいてもらいたいということについては、それぞれやはり税金の面も私、変わるんでないかなと思うんですよ。

それで、先ほど釧路に2人とそれから標茶から1人通っているということで、その方の税金がどのぐらい僻地手当入れて入るのか、ちょっとそれお教えいただきたいと思います。一人一人ではよろしいです。3人で大体どのぐらいの金額が税金として……。わかりませんか。出ませんか。

委員長
税務課長

税務課長。

突然の質問で戸惑っておりますけれども、税の部分について私の方から。

あくまでも住民税のことかと思っておりますけれども、1月1日現在、その町村に住を構えている方に対して住民税が課税されるわけでございますけれども、それぞれその方の収入からいろんな控除を引きまして、その出てきた所得に対しまして、それ

ぞれ町の控除を引いて、その所得に対する住民税の額が決まります。今、学校の先生を例にとられておりますので、特別徴収という形で学校から、給与から6月から翌年の5月まで12カ月にわたって引いていただくわけでありますけれども、今言われていましたことにつきましては、それぞれ個人、年齢、またその職責も違いましようから、収入も相当の開きもあろうかと思えます。したがって、先ほどちょっと言いました控除額もそれぞれ変わってきますから、今ここで幾らとはっきり答えられないということと、また、個人情報にもまつわることになりますので、ちょっと……。まあそこまでいなくても、ちょっと差がありますので答えられないというのが現状でございます。

委員長

11番、岩谷委員。

11番

税金の金額につきましてはわかりました。ただ、個人ではなく、大体釧路2人、それから標茶から来ている分について、このぐらいの税金が地元にいることによって当然やはり地に落ちるということだけのことで、別に金額的なことについてはよろしいです。

ただ、やはり先生方については、あくまでも地元、しかも学校の地域という言い方の中で、当然こういう税金等につきましても、やはりいけばそれだけの効果があると。だから、できるのであれば、当然地元の地域に住んでいただきたいと。そして僻地手当とそれから通勤手当ですね、これは道の方に十分教育委員会を通じましてお話ししていただきたいなとそう思いますので、その点についてもう一回お答えいただきたいと思います。

委員長

教育長。

教育長

町民税の関係につきましては、町内にいる先生の部分はある程度押さえられます。太田中学校で言うと、1人平均約20何万というふうな数字になります。ですから、概算で言えばそれ掛ける3ぐらいの数字なのかなというふうには思うんですけども。また、教育委員会自体としても、できるだけ町内に住んでいただきたい。経済効果あるいは文化的な地域に対する影響含めて、町内にできるだけ住んでいただきたいという意味でも、住宅の充実についても今後も図っていかねばならないなという気持ちではおります。

ただ、先生の場合、共稼ぎも多いものですから、別々に暮らすというわけにはいかないという中で、どちらかの町村に居を構えるというやむを得ない事情もあると

いうことは考慮していただきたいなというふうに思います。今後ともできるだけ町内の居住率高くなるように、道の教育局とも相談する中で要望していきたいというふうに思いますので、ご理解をお願いいたします。

委員長

いいですか。

11番

よろしいです。

委員長

ほか、4目でございませんか。

(なし)

委員長

進みます。

5目就学奨励費。

12番、谷口委員。

12番

現在の奨学資金の運用状況について、ちょっと説明していただきたいんですが。

委員長

教育委員会管理課長。

教委
管理課長

奨学資金の運用状況についてお答え申し上げます。

現在、貸し付けを行っている人数でありますけれども、11人でございます。月の11人の合計額ですけれども、一月の貸付金については21万円という状況でございます。現在の基金の運用の残高でありますけれども、2月末で564万1,000円ということで、この中で貸し付けを行ってございますし、また、償還の方につきましても、12月の定例議会の予算質疑の中でもご指摘がございましたように、かなりの未返還者がいらっしゃるというようなことで、現在、この2月にも本人あるいは連帯保証人の方に文書を出しております、相談に応じるようにいうことで、今後につきましても積極的にその本人あるいは連帯保証人との接触を図って、未償還の解消に努めていきたいというようなことでございます。

以上です。

委員長

12番、谷口委員。

12番

現在、高校生、専門学校、大学含めて11名の方が利用されているということなんです。それで、高校、専門学校、それから大学別にちょっと教えてほしいのと、それから現在の残高が564万1,000円と言いましたか、この残高で今後の運用には支障を来していかないのかどうなのか。それから11名、今利用されているんですけれども、今後新年度に向けて、当然、奨学資金の利用希望者が出てくると思うんですが、これらについて、この残高でやっていけるのかどうなのか、お尋ねをしたい。

それと、未償還の問題なんですけれども、これで、例えば結果的にあきらめざるを得ないというのが、未償還の全体額はちょっとわかりませんが、その中にあるのかどうなのか、それらについてお尋ねをいたします。

委員 長

教育委員会管理課長。

教 委
管理課長

現在貸し付け中の11人の内容でありますけれども、大学生が6名、それから高校生が5名であります。

それから2点目の、今後、今の残高でやっていけるのかとこういうことでありますけれども、現在564万1,000円ということで、毎月の部分が今年度までについては21万ということでございます。償還の方も、定期的に償還されている方、毎月の方、あるいは年1回ないし2回ということで、きちっと約束どおり償還されている方もおりますので、今後10名ぐらいで推移すれば、そういった中では現在のところこの残高の中で運用できるのではないかと、こういう見通しでございます。

それから、3点目の未償還者の部分でありますけれども、もう既に返還期間が過ぎていているという方が46人いらっしゃいまして、この貸し付けの総額が2,400万ほどございまして、このうち返還されているのが940万ということでございまして、その残高については1,470万ほどございます。この方々、46名について現在のところ、ただいま申し上げましたように、ご本人あるいはご両親、さらには連帯保証人の方に文書あるいは電話等で督促を申し上げているところでございまして、今後、機会あるごとに返還についてのご相談あるいは接触を十分図ってまいりたいと思います。

ただ、現在この46名の中にはなかなかご返事もいただけないという方もいらっしゃいますので、その辺につきましては十分これらの方々に対しまして接触を図っていききたいと、このように考えてございます。

(「答弁漏れあるはずだ」の声あり)

教 委
管理課長

ただいま申し上げた数字の中で、若干訂正をさせていただきたいと思います。

46名と申し上げましたけれども、返還期間を過ぎていている方につきましては22名でございまして、その未償還額については473万8,000円でございます。この22名のうちに、返還が全く見込めないという方については、現在私どものとらえている段階ではいらっしゃいませんので、今後も引き続きその償還額の返還について、ご両親、本人、連帯保証人の方に当たってまいりたいと、このように考えてございます。

委員 長

12番。

- 1 2 番 22名の方が 473万、それから46名というのは何なんですか、そうすると。償還中の人ということなんですか、それともまだ幅広く償還者がいるということなんですか、ちょっとこれ、わからないんですけれども。本当に償還しなきゃならない人が何名いて、未償還者が何名いるのか。その辺、詳しく説明してください。
- 委員長 教育委員会管理課長。
- 教 委 46名の内訳でありますけれども、まず、返還期間を過ぎていると。今現在返還管理課長 期間は10年ということでありましてけれども、これを超えている方が22名で 473万 8,000 円であります。それから、まだ返還期間を超えていない、まだ返還期間内の償還者について24名いらっしゃるということで、この貸し付けの残高が 1,004万 6,000 円あります。それで46名で、総額 1,478万 4,000円という内容でございます。
- 委員長 12番、谷口委員。
- 1 2 番 今言われた額が 1,400幾らですか、未償還額が。その額が片方にありますよね。それから、償還がそれぞれ入ってきている額が今年度は幾らあって、大体 250万ぐらい今のペースでいくと必要な額なわけでしょう、15年度で言えば。16年度どういうふうになるかちょっとわかりませんが、大体年間 250万ぐらいのお金は貸し付けに必要な額と。そのバランスはどういうふうなのかということをお聞きしたい。
- 委員長 教育委員会管理課長。
- 教 委 11名現在貸し付けしている方がおりますから、それが約 250万となりますし、また、年間の償還額でありますけれども、大体 305万 2,000円、さらに今後の推移によっては若干ふえてくるのではないのかと。こういったことを考えますと、今回の残高 560万ほどありますけれども、そういった中では運用については、特別奨学生の希望が多くならない限りはやっていけるのではないのか、このように考えてございます。
- 委員長 12番、谷口委員。
- 1 2 番 残高も今 560万あるけれども、以前はピンチに陥って町の方で積み立てしてありますよね、2カ年ぐらいにわたって。それによって何とか危機的なところを脱出して、それをやった結果、今回はここまで来て、貸し付けをしている額より返ってくる額が今のところは多くなったということだと思えますよ。

それで、その中でも、現在、貸し付けを希望されている方に満度に貸しているわけではないですね。いろんな制約をつけて、例えば兄弟2人たまたま利用したいという場合には、下の方は遠慮してもらっているんだっただけかな、半額にしているんだっただけちょっと忘れちゃったけれども、そういう措置をしているわけでしょう。それで間違いないか、ちょっとお尋ねしたい。

委員長
教委
管理課長

教育委員会管理課長。

ご質問者お話のように、平成11年から13年にかけて、奨学生の希望者が非常に多かった状況もございまして、残高も少なくなったということで、このときについて、各年200万ずつ基金を予算化して積み立ててございます。この600万によりまして現在まで運用されてきたということでございます。

それで、制約の部分につきましては、たしか平成10年あたりだったかと思えますけれども、この年に奨学生の希望者が非常に多かったと。その中で、ご兄弟のご家庭がおりまして、お2人とも受けたいというようなことがございましたときに、基金の運用のこともございましたので、このときにはお2人のうち1名だけを選定したという経過がございます。現在のところ、そういった状況にございませぬし、制約については、このときがこういうことだったから、それがずっと今後も続けていくというようなことについては思っておりませぬし、毎年の奨学審議会の方でそういった状況説明をしながら選定をしているというようなことではございませぬので、ご理解をいただきたいと存じます。

委員長
12番

12番、谷口委員。

そうすると、結果的にはまだ積立額まではいってないということですね、現在の状況で言えば。600万までいったんだけど564万ですか、そこまでしか到達していないということになると、結果的にはまだ食い込んだ状態にあると。ピンチは脱出したけれども、何とかそれを超えるところまでは来ていないという状況だと思うんですね。これがもう一年ぐらい、今年のペースでいけばそこを乗り越えることができるのかもしれないけれども。

それと先ほど言った、そうすると、あのときだけの暫定措置であって、今は2人希望されると2人とも貸し付けをしているということなんですか。

委員長
教委
管理課長

管理課長。

当時600万を積み立てたという時期は、たまたま希望者が多くて年間の貸し付

付け金額が 500万という年が 2年続きました。そういった状況がありますけれども、こういった方々についても、大学を卒業と同時に償還の方が始まってくるというようなことございますから、それらの方々の償還が今後、現在の 560万ですか、そういった部分に上積みになってくるというようなことございますから、極端に奨学生の希望者がふえない限りはやっていけるのではないのか、このように考えてございます。

その制約の部分については、毎年の審議会の方に諮りますけれども、その過去の例を今年以降についても適用するかというところではなくて、それはそのときの審議会の審議の中で、貸し付け残高とかそういったもろもろのことを踏まえて選定していくと、このように考えてございます。

委員長

12番、谷口委員。

12番

ただ、2人いる場合だとかいうのは、当時も話あったんですけども、結果的に親御さんが償還に当たるようなケースが多いということですよ。ただ、そうは言っても、向学心に燃えた子供たちが、やはりきちんと学校に行けるような体制を支えてやるということが大事だと思いますよね。そういうことからすると、奨学資金の利用に当たって、子供さんと親御さんのお互いの確認というか、そういうものをきちんとしていただく、そういう指導もしていくということが大事ではないのかなと。せっかくある制度が、結果的に財政的な問題もあって利用できないというようなことがあってはまずいなというふうに私は思うんですよ。その辺では今後どういうふうに進めていくか、もう一度ご答弁願います。

委員長

教育長。

教育長

今、委員おっしゃったように、ここ近年では借りられる当該生徒さん自身に来ていただいて、親御さんと一緒に確認をとっているということです。というのは、どうも従前は、親御さんが借りていて本人は知らないというふうな状況もあって、僕は、返納がおくれるとか滞納につながるという場合もあったような気がするんです。ですから逆に言うと、今は基本的にはあなたにお貸しするんですよという確認をとる中で、卒業後働くようになったときには基本的にはご自身で返していただくというあたりを確認をとるということも大切なことではないかなというふうに思っております。

それともう一点、兄弟がいらっしゃるという部分ですけども、これはもちろん

あくまでも奨学審議会の審査によるものではありませんけれども、昨年もそのような事例が出たときに、現在の中ではそれぞれお子さんの向学心を考え、経済的な事情も考え、よろしいのではないですかというふうな答申をいただいております、実際にご兄弟に貸しているような事例がございますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

12番
委員長

はい、いいです。

いいですか。

ほかございませんね。

1番、室崎委員。

1番

奨学資金でちょっとお聞きしますが、例えば国全体で言うと、日本育英会というのが、未償還金が非常に多くてやっていけないような状態になってきているという事例もありますよね。必ずこういう制度には、ある程度の償還がないということは、これはあり得ると思うんです。100%償還していないからけしからぬというような種類の話ではないと思います。

ただ、いろいろ話を聞いていますと、一人一人全部事案が違うと思うんですよ。おくられている方のね。いろいろな、やはり同情すべき状況があつてなかなか思うように払えない人もいるし、それから、何で払わないのかというような経済状態の人もいる。あるいは、こっちからいろいろな相談をしたいからというような連絡をしても、すぐ飛んできていろいろと相談に応じる向きもあれば、どうやってもなしのつぶてというのもあるというようなことだというような話は前に聞いたことがあります。

それで、銀行のAランク、Bランクじゃないんですけれども、やはりきちんとしたことを行わないと、公的なお金ですから、全然相手方から連絡がないので困ったなということでは済まないと思うんです。それで、やはりある程度の基準をつくって、そしてこれはよろしくないというふうに思うものに対しては、法的な措置を含めて相当きちんとした対応をとらなきゃならないというふうに思うんですよ。そういうあたり、どういうような基準をつくっているのか。それが1点です。

それから、いわゆる償還期日までに償還したものについてはこれは無利息だろうと思うんですけれども、それをおくれた場合、これについてはやはり遅延損害金、遅延利息というようなものは、その契約といたしますか取り決めの中には入ってるん

でしょうか。その2点、ちょっとお聞きしたいんですが。

委員 長

教育委員会管理課長。

教 委
管理課長

遅延理由につきましてはそれぞれ異なっておりますけれども、現在のところ、償還期限10年でありますけれども、これにつきましては、貸し付けをしましてその後、大学なり高校を卒業した後、連帯保証人を通しての借用証書の方に入るわけでありましてけれども、そのときに毎月幾ら、あるいは年何回の支払いというようなことで相談を申し上げて決めるわけでございますけれども、遅延があったからといいましてその遅延の利息をいただくとかそういったことについては、現条例あるいは規定の中ではそういった制度については持ってございません。

したがいまして、遅延があった場合については、私どもの方から文書あるいは電話による督促を申し上げて、償還の方を進めていただきたいというようなことで現在のところ督促をしていると、こういう状況でございます。

委員 長

もう一つ、答弁漏れ。

1 番

いいです。また言いますから。

委員 長

1 番。

1 番

そうすると、規定がないということになると、民法上の権利はあるわけですね。民法上の最低限の遅延の損害金の請求は、こちらは権利を持っているというふうに考えられると思いますが、その点はどう解釈していますか。

それから、全部そうせいというわけじゃないんですよ。それから、何とか金融のような強烈的な取り立てをせいと言っているわけでもないんですから、その点は誤解しないでくださいよ。

ただ、結局払わない方が得だというような形になっては決していいことではありません。特に、こういう制度の趣旨から言って、それは一番よろしくないですね。だから、細く長くでもいいんですよ。やはり最低限元金だけはきちんと払わなきゃならないということは、例外なしに行わなきゃならないんですよ、制度として。それで、もしどうしてもそのことがその人の生活を破壊するような、例えば月に1,000円ずつ払うことでもできないというような状況であれば、そういう状況をきちんと出して、公に免除をするなり何なりの処置をとらなきゃだめですよ。あるいは、何年間の猶予をするというようなことをしなきゃだめですよ。

ですから、そういうことをきちんとしないままに、形式的に督促はがきを出して

いれば向こうは何も言ってこないと。また今年も出しました、何も言ってこない人が何人いますということではうまくないということを言っているわけです。ですから、そういうものに対しては、早い話が支払い命令をかけるとか、いろいろな法的処置を含めてきちんとしたことをしなければならぬんじゃないですか。それから、そういうことをだらだら続けていると消滅時効にかかりますよ。そういうことを含めて、もう一度きちんとした答弁をしてください。

委員長 休憩します。 休憩時刻 16時05分

委員長 再開します。 再開時刻 16時12分
教育長。

教育長 答弁に時間を要して申しわけありません。

先ほど委員おっしゃるように、民法上の権利は有しているというふうに考えます。ただ、従前の中では、この奨学資金の性格を考えて、規則の中では延滞金等の条項は設けておりません。ですから、私たちとしてもできるだけ元金を、長い期間をかけたとしても結構だから返していただきたいという中では、先ほど委員おっしゃっていただきましたけれども、手紙だけの督促ではありません。電話もいたしておりますし、場合によってはこちらから出向いたり来ていただいたりという中で、連帯保証人を含めていろいろな形で交渉させていただいております。

そして、純然たる無返還者という部分は何人かいらっしゃいますけれども、それ以外には不定期で返されている方。先ほども出てきましたけれども、期間が越えてから、わかったと、そんなことがあったのかという中で、連帯保証人の中から不定期でいただいている方もいらっしゃいます。僕も、前の状況から見ると随分改善されているのではないかなと思っておりますし、今後の中においてもまだ、当然ながら督促もきちんと繰り返しておりますし、時効は成立していないという中で粘り強く返還してもらえるように努力してまいりたいというふうに思います。

委員長 1番。

1番 私も別に、私もそういう利息の権利があるんだから必ずとらなきゃだめだというようなことを言っているわけじゃないんです。ただ、そういう権利があってもそういうものを猶予するということはできますからね。だから、今、教育長がおっしゃるように元金だけはきちんと。ただし、利息というのもする気になればできるんだ

けれども猶予してあげますよ、あなたの方がちゃんと払うんならと。ということは知っておく必要があると思います。

それから、こっちからいろいろ誠意を持って督促しても、そして経済状態も決して、どう見ても外見悪くないと思われるのに全く鼻もかけてくれないというような、いわゆる悪質滞納者があった場合には、これについてはやはり断固たる処置をきちんととって見せなきゃなりませんよ。そのことも、やはりこれからの仕事を進める中にきちんと一項入れておく必要があると、そういうふうに思うわけです。今言ったように、いろいろな形で払っていただく分には大いに結構だと思います。

それから、口頭で、あるいは文書で督促さえしておけば消滅時効は進行しないというのは、それはちょっと違うんじゃないかと思いますよ。催告というものの効力というのは非常に弱いんです。ですから、相手方から承認をとればその後は10年ですけども、催告の場合には、たしかその時期が来た後、消滅時効が進行していますね、そのときにやると半年だけだったんじゃないかと。その後、より強力なものをとらなければそこで消滅してしまうんじゃないかと。収入役あたりは専門家ですから非常に詳しいだろうと思いますけれども、あるいは税務関係の方たちはそういうことは詳しいと思いますが、そういうことを含めて、やはりきちんとした対応をとっていくと。あるいは文書で相手方に、いやいや自分はこれだけ持っているんだけども待ってくれないかというようなのを一筆書かせればいいわけですから、承認というのはね。そういうことを含めて、やはり落ちのないようにきちんとしていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いしたいんです。

委員 長

教育長。

教育 長

未返還者あるいは停止が長く続いている方たちについては、連絡自体はとれるというふうに僕たちは考えております。その中で、連帯保証人含めて何らかの形で連絡をとれていますので、そういう意味ではまるっきり、何というんですか、先ほどおっしゃったように生きているか死んでいるかわからないというような状況の部分は、先ほど課長が答弁したとおりございませんので、その中で今後、もう少し督促の方法等も研究させていただいて、できるだけ回収率を高めるように努力してまいりますと、かように思います。

1 番

結構です。

委員 長

よろしいですか。

ほかございませんね。
(なし)

委員長 進みます。
6目スクールバス管理費、ございませんか。
(なし)

委員長 2項小学校費、1目小学校運営費。
14番、田宮委員。

14番 お伺いしますが、各学校の予算、今年度は食糧費と備品購入費、全部落として
いますよね。その理由について。

委員長 教育委員会管理課長。

教 委
管 理 課 長 学校配当の関係でのご質問でございますけれども、今年度につきましては、小学
校、中学校の学校配当につきまして、まず1点目は、食糧費については減額したと
いうことでございます。これにつきましては、食糧費の支出の方がほとんどない
というような実態もございまして、今回落とさせていただきました。

それから、備品購入費でございますけれども、従来学校配当という形で各学校ご
とに配当しておりましたけれども、小学校費の方で120万6,000円、それから中学
校の方で66万3,000円ほどございますけれども、この部分につきましてはこの配当
予算から外しまして、学校管理費の備品の方に移したという内容でございます。

こうしたことをとった理由につきましては、1つには、備品の方の整備も十分と
は言えませんが、ある程度進んできているという部分もございまして。また、
小規模校と大規模校につきましては、備品の費用を配当するに当たって、やはり大
規模校に厚くなりますし小規模校につきましては少なくなると、そういった実情も
ございまして、やはり学校間の備品の整備にかなり差異が出てくるというのが1つ
と、それから、やはり大きな学校の予算規模が大きいわけですから、私どもの方か
ら言わせますと、今現在、備品を整備する必要がないものも見受けられると言いま
すか、そういうようなご相談もございましたので、これにつきましては学校間の均
衡を図ると、そういった意味からも、私どもの管理課の方でその辺の学校の要望を
踏まえた上で購入をしていくというようなことで、学校管理費の方にこの分は移し
たと、こういう内容でございます。

委員長 14番、田宮委員。

14 番

マイクもう少しあれしてよく聞こえるようにしてもらわないと。あなた自分でわかっているけれども、私はわからないんだ、全然。

それで、今お伺いしますと、食糧費についてはほとんど支出がない。大体各学校 8,000 円程度ですか、予算はね。支出がないと言うんだけれども、食糧費というのは何に使っていたんですか。何に使う目的で今まで予算が組まれていたんですか。

それから、備品購入費については学校管理費に持っていったというふうに言っていますね。それは学校備品教材等整備経常経費が 734万 5,000円組まれていますね。このことですか、小学校の場合ね。

委員長

教育委員会管理課長。

教委
管理課長

食糧費につきましては、1校当たり 8,000円配当をしてございましたけれども、これについては学校の方で使う食糧費ということでございますので、来客の茶菓子代といいますか、そういったことを予想しての配当予算だということでございます。その点につきましては、これまでの支出状況を見ますと、最終補正予算で減額になったり、ほとんどが使われていないというような実情もございますし、そんなことで経費の節約といいますか、そういったこともございますので、これについて今回、この部分については予算の方から外したというようなことでございます。

それから、備品の方でございますけれども、これにつきましては、小学校にありましては、小学校管理費の、ページで言いますと 292ページにございますけれども、事業別で言いますと学校備品教材等整備経常というところの施設用備品購入の方にこの分を移したということでございますけれども、移すに当たっては、前年比の 5%カットということで計上をさせていただいております。

ただ、既定予算の部分につきましても、予算の方についてはある程度減額になってございますので、総額としましては対前年と比べますと減額となっていると、こういう状況でございます。

委員長

14番、田宮委員。

14 番

食糧費については年間 8,000円ですから、1カ月にしたって大したお金ではないわけですが、お茶も飲まないというわけにはいかないんじゃないかと思うんですが、何かほかのものを流用してやっているのかどうか。

それから、今の備品については、どうもあなたの発言がよくわからないんですけれども、各学校に配当していたものを今回学校管理費の中の学校備品教材等整備、

ここへ持ってきたと言っているんですね。言っているんですか。はっきり言ってください。

委員 長

管理課長。

教 委
管理課長

学校配当の備品の予算につきましては、小学校管理費の事業別で言いますと 292 ページにあります学校備品教材等整備の中の施設用備品購入の方に、先ほど申し上げた理由によりまして予算の組みかえを行ったと、こういう内容でございます。

委員 長

14番、田宮委員。

1 4 番

それならおかしいんだわ。去年 848万 6,000円の予算だったんですね。当初予算、去年ね。今言った 292ページの学校備品教材等整備、今年は 734万 5,000円ですかから約 100万減っているんですよ。減っているんですよ。それにもかかわらず、いや、ここに各学校に配当されていたものを持ってきたんだと言うのでは、数字が合わないんじゃないですか。

委員 長

教育委員会管理課長。

教 委
管理課長

平成15年の当初が 848万 6,000円で、今年度の備品の総体が 734万 5,000円ですから、ただいまのとおり減額になってございます。

この内訳を申し上げますと、まず、教材の購入でございます。これにつきましては、昨年 590万 7,000円の計上でありましたけれども、今年度 523万 7,000円をお願いしております。これの差67万が減額になっているということでございます。これの理由の一つには、学級数が3学級減ったという部分もございましてけれども、1学級当たりの教材の単価、昨年は12万 5,000円を見ておりましたけれども、今年度につきましては5%カットしまして11万 8,750円と、こういうことで予算を計上させていただきました。

それから、図書購入の方につきましても8万円ほど減額になっておりますけれども、これにつきましても、昨年1学級当たり1万 5,000円の部分につきまして、5%をカットしまして1万 4,250円で予算計上させていただいたという内容です。

それから、学校備品費でありますけれども、昨年 187万の当初予算を計上しておりますけれども、今年度、学校配当の方から回ってきたのが小学校にありましては120万 6,000円を2%カットしまして118万 2,000円の予算の計上でございます。そのほかに、各学校の児童数の机、いすの予算を計上して、合わせまして147万 9,000円で39万 1,000円減額ということなんです。

これらの3つの減額を足しますと、ご質問者の言われましたように 114万 1,000 円の減額となると、こういう内容でございます。

委員長

いいですか。

1 番、室崎委員。

1 番

今日の道新の朝刊、釧路圏28面のトップ記事は厚岸でございまして、若狭町長のこやかな横顔が写っておりました。環境保全実践校ということで、これは真龍小学校の記事でした。これがいわゆる学校 I S Oと呼んでいる事業じゃないかと思うんですが、ちょっとその中身を教えてください。

委員長

教育委員会指導室長。

教委
指導室長

それでは私の方から。

この学校 I S Oにつきましては、現在、真龍小学校の4学年の子供たちが、環境政策課の音頭で、環境にやさしい I S Oの趣旨を生かして私たちも頑張っていこうということで、この学年の子たちは昨年引き続き取り組んでございます。先日、環境政策課の方と、ちょっと私、別の会議があつて行けなかったんですが、認定を行いまして、新聞の記事にございますように、町長の方から認定書をいただいたと。これから1年ということですね。

主な取り組みは「水を大切にしよう」、「紙を大切にしよう」、それから「電気を大切にしよう」と、子供たちのできる範囲の中で取り組んでいると、そういう内容でございます。

委員長

1 番、室崎委員。

1 番

I S O 14001の趣旨というのは、同じ仕事をするのであれば、いかにして環境に負荷をかけないで、要するにむだなエネルギーを使わないで行うかということを中心にきちんと計画を立て検証し、そしてそれがうまくいっているかどうかということを見、また、計画が悪ければ直すし、やっていることがうまくなければそのところを考えていこうということの一つ一つ記録をとりながら、みずから行い、また、それをきちんと検証するというのを、スパイラル何とかというそうですが、ねじのように繰り返し繰り返し上に上がっていくというシステムなんだそうですね、簡単に言うと。そういう趣旨を取り入れて学校の教育の中に使おうと。決して 14001をそのまま学校に適用しようということではないというふうに前に議会でもお聞きした記憶がございます。

この新聞でも、「学校での環境保全活動を奨励している町は」と、こういうふう
に書いているわけですよ。そうすると、これは特別な学校の特別な授業として行う
ような種類のものではないと。これは厚岸町が北海道では一番最初に、しかも生産
施設まで入れて I S O 14001を取得したというのは日本でもほかに例がないそうで
すが、そういう町全体の行政の執行の方向性というか理念というか態度なんだと。
そういう町ならば、その町の中にある学校がそれを授業の中に取り入れられない手はな
いということだろうと思うんですが、どうです、学校でやりませんかという話を教
育委員会が考えて各学校に言い出したのはいつごろなんですか。

委員 長

環境政策課長。

環境政策
課 長

学校 I S O の関係ですけれども、目的は……

(「いや、いつごろか言えばいいんだ」の声あり)

環境政策
課 長

2年前になります。

委員 長

1番、室崎委員。

1 番

2年前にそういう呼びかけを環境政策課が一番最初に言ったのか教育委員会と言
ったのかわからんけれども、両方で相談してやったと思うんです。非常にいいこと
だと思う。今回の新聞の記事を見ても非常に好意的ですよ、書き方も。読んだ人
たちも、いやあ、やっぱり厚岸はいいことやっているなというふうに思うと思うん
です。ところが、2年たっても1校しか出てこないというのはどういうことなんで
すか。

委員 長

環境政策課長。

環境政策
課 長

2年続けて真龍小学校の4年生ということで、この制度そのものは、学年あるい
は各学級単位になりますけれども、それからの申請主義ということになりますので、
現在、2年続けて真龍小学校4学年が認証取得したということでございます。

委員 長

1番、室崎委員。

1 番

お隣に福祉課長が座っていらっしゃる前でそういうことを言うのは大変失礼なん
ですが、福祉関係の何とか補助金を申請するために窓口をつくっているような話と
これは違うんですよ。申請がないから、今のところ1件でございますというような
種類の話で済む問題ではないでしょう。これは、当然この制度の趣旨からいって、
あなたたちがそれを考えついたときに、あるいは教育委員会と相談してこうしよ
うと決めたときに、各学校に対して、やりませんかと言っているんじゃないんですか。

申請を受け付ける窓口つくりましたよ、やる気のある人はいらっしゃいと言ったんですか。それでは余りにこの制度の趣旨とは違うと思いますよ。あなたの方は申請を受け付けるだけだと、あとは教育委員会だといってボールを投げたのであればそれでいいんだけど、教育委員会はどうなんですか。

委員長

教育長。

教育長

これは、制度をつくるときに、ISOの趣旨をもっと小さいうちから植えつけたいということで各学校におろしました。たしか厚岸中学校が1年目やったと思うんですが、それと真龍小学校、2校で行ったんですけれども、中学校の取り組みとして、私思うには、いわゆる総合的な学習の一つとして取り組んだというふうに思うんです。その学校での取り組みの難しさは、結局、総合的な学習として考えた場合に、年間、例えば100時間見るとします。100時間見ると、環境に何時間、福祉に何時間というふうに学校教育としてはどうしても考えていってしまうんですね。

それで、私としては、今回の真龍小学校の取り組みは、学校教育の中だけの時数で取り組んでは、僕はできないと。日常生活の中で1年間を通じて、例えばごみの量をはかってみるとか、電気の量は普通は、例えば管理者しかわからないけれども、子供たちにも毎日毎日の量を見せるとか、そういうふうな活動をする中で取り組んでいくものだろうというふうに思うんです。そういう中で、僕は、まだまだ学校教育がどうしても授業時数の中での消化を考える中で、言ってみれば、例えば税金の教室であるとか、いろんな社会的なものの要請があるうちの一つとしてしか受けとめていないのではないかと。

そういう意味で言うと、今回、真小の4年生がきたときも、ちょっと新聞記者とも話したんですけれども、やはりこれをきっかけに、少なくとも厚岸小学校あるいは、その学年が上がっていく中ではそれに対応する中学校についてもこういう取り組みをしていかなければならないねということでは考えておりますし、今後、取り組んでいる学年の子供たちが非常に一生懸命取り組んでいるのを考えると、単発の事業で終わらせないで、生活が続けられるように、学校生活の中での生活習慣としてそういうものが取り組めるように何とか図っていきたいというふうに考えます。

委員長

1番、室崎委員。

1番

教育長、よく問題点おわかりだと思いますので、余りくどくは申し上げませんが、私が最初に学校ISOというのを聞いたときに教員室から始まると思っていたんで

す。ところが、今日も記事を読んでもそうですし、その前にも聞いていましたけれども、子供の一つの教科というか、その中の話にすぎないんですね。これは本来の学校ISOの、環境政策課が考えている趣旨とは大分違うんじゃないかと。やはり、教員室から始まらないと学校ISOとしての実は上げられないんじゃないかというふうに思いますのでね。

それからもう一つは、ゾーニングという言葉があるんだそうですよ、私もこの前初めて知ったんですが。地域性ということだそうですね。自分がどの町に住んでどうしているのかということ抜きにして、地球環境問題がどうしたとか、あるいは日本という国の環境問題はこうだ、公害問題はこうだということだけでは、やはり足元が見えていないということが言われるんだそうです。これは何も環境問題だけじゃなくて、ほかのことでいろいろなんですが、大変失礼な言い方なんだけれども、学校の先生にはこのゾーニングという部分が非常に希薄だと。

だから、いろいろな話をしているときに、びっくりするような、厚岸でもこんなことをやったらというときに、「厚岸町は日本でそれを一番よくやっている町ですよ」というようなことを言って、「えっ」というような会話が出てきたりすることが時々見られるんです。そういうことと、それからこの学校ISOのような事業がなかなか学校の中に溶け込んでいけないところには、軌を一にするものがあるんじゃないかという気がいたしますので、その点についてはどうかよろしく、こちらの意のあるところをお酌み取りいただいて政策を進めていただきたいと、そのように思うんですが、いかがでしょうか。

委員 長
教育 長

教育長。

ご質問の委員ご存じのとおり、厚岸町は環境教育推進委員会もつくって、学校の先生含めて学校教育、社会教育含めた中でそういう教育を進めていきたいということで行っております。特に、新たにいらっしゃる先生が、私自身も、郷土学習も含めて地域性をまず理解していただくことから始まってほしいというふうに常々言っております。ただ教科書を教えるだけじゃなくて、子供たちはこの厚岸町の土の上に足をつけて生活しているんだと。その中で教育というのが郷土学習、あるいは厚岸町で力を入れているそういうふうな環境問題等々についても十分理解してもらって教育してほしいというふうに思いますし、今後ともそういう啓発活動に努めていきたいというふうに思います。

委員長 よろしいですか。

1 番 結構です。

委員長 ほかがございませんか。

12 番 12番、谷口委員。

ちょっと学校運営費でお尋ねしたいんですが、現在町内の、中学校も含めてちょっと聞きたいんですが、不登校というか学校に行けない子供、これはどのぐらいいるのかちょっとお尋ねをしたいと。

それから、例えば朝、食事をしないで来る子供がどのくらいいるのか、それももしつかんでおられたら説明をお願いしたいというふうに考えます。

それから、後の学校管理費でもいいんですけども、今非常に学校の内外でさまざまな事件が発生していますよね。そういうことに関して、現在、厚岸の町内の学校の管理体制をどのように行っているのか、説明をお願いします。

それから、学校の登下校時における、事件とは言わないまでも、例えば心配される事案があるのかなのかについても説明をお願いいたします。

それから、先ほどの田宮委員の質問の中の説明で腑に落ちないんですけども、備品の問題ですよね。これについては、先ほど説明された内容はわかるんですけども、昨年度は学校ごとの備品購入があるんですけども、これは事務用備品というふうになって各学校ごとについていますよね。ところが、これは全部なくなっているんですけども、初め聞いている中では、この学校備品教材等整備の方に回ったのかなというふうに思ったんですけども、それが今年度は全部ないんですよ。そして、昨年は学校の備品教材整備で施設用備品購入というのが 187万が 147万9,000 円になっているということなんですけれども、昨年は各学校ごとに5万ぐらいずつずっとついているんですね、事務用備品費。これはどこにお隠れになってしまったのか、説明をしていただきたいというふうに思います。

委員長 休憩します。 休憩時刻 16時48分

委員長 再開します。 再開時刻 16時55分

委員長 教育委員会指導室長。

教 委
指 導
室 長 それでは私の方から、小・中学生の朝食の状況、それから不登校の状況、2つお知らせしたいと思います。大変申しわけないんですけども、子供たちの朝食、ど

れだけとっているかというデータにつきましては、私の手元に町の研究所のアンケート、平成13年9月実施したものでございます。これによりますと、それぞれ町研では学年男女別に調べておるんですけれども、朝食を食べないときの方が多いよ、半分以上は食べないよという子が、小学校の6年生につきましては5.4%、中学校の3年生につきましては14.1%という数字になってございます。それから2年ほどたっておりますので若干の変動はあるかなと思うんですけれども、そう大きな変化ではないかと思えます。

なお、それぞれの学年でとっておりますけれども、今言いました小学生の13年9月の実施の中では、どういうわけか5年生が特に14.7%、食事とらないときの方が多いと答えています。この学年の子たちが飛び抜けて高いなと、学年の差が非常に多いなという気がします。

それから、中学生につきましては、先ほど3年生14.1%と言いましたけれども、1、2年生につきましては16%前後ということで、大体15%ぐらいで中学生はどの学年も同じかなと、そんな気がしております。

それからもう一つ、行ったり来たりして申しわけありませんが、小学生の1年生でも4.9%、およそ5%の子が半分以上食べないときがあるというふうに答えておりますので、もう小学校に入った段階から朝食を食べないという子が5%程度いるというふうに判断できるかなというふうに思います。ちょっとデータが古くて大変申しわけありません。

続きまして、不登校の状況でございますけれども、15年度、これから私のところに正式に報告をもらうことになっておりますが、現在、小学校の方からの不登校は正式には聞いておりませんが、今の欠席状況を見ますと、不登校と考えざるを得ないなという子が1名ございます。それから中学生につきましては現在7名、30日以上ということで7名の不登校を抱えてございます。

これは、15年度のデータが全国はもちろん釧路管内もまだ出ておりませんので、14年度の状況をちょっとパーセントで管内と比較してみます。14年度も小学生は同じく1名でした。それから中学生も同じく7名ということで、14年、15年同じ数字に本町はなっております。14年のデータなんですけれども、釧路管内でいきますと、小学校が在籍に対して0.22%の不登校の出現率になっておりますが、本町は在籍で割りますと0.13%という数字になるかと思えます。それから、中学生につきましては

委員長
教委
管理課長

は同じく14年度ですが、釧路管内は1.99%、およそ2%ということになります。本町の中学生は1.49%ということをごさいます、釧路管内よりは若干下がっておりますが、ただ、数字はこうということをごさいます、ちょっと学校に偏りのある不登校ということもありますので、かなり深刻な問題だなということ指導室でも考えてごさいます。

以上です。

管理課長。

ご質問ありました学校の安全対策の関係でありますけれども、これにつきましては、ご質問者もご案内のように、平成13年の例の池田小の事件、それから昨年12月の宇治市の小学校の児童傷害事件ということがありまして、学校の方でも危機管理の再検討をするようにというようなことをごさいます。安全管理体制の徹底ということで、私どもも地元の高校で新聞報道にある事件がございました後、校長会の役員とも、学校の安全管理、児童・生徒の安全確保について協議をしております。

1つには、学校に出入りする方々のチェックと申しますか、確認であります。1つに、業者の出入りが結構ございますから、その際の確認と申しますか、特定をするためにあらかじめ業者が何時、だれだれが学校を来訪するというようなことの連絡と、それから業者には学校で用意している名札、プレートの着用をしてもらうというようなことでそれらの対応を図ったところであります。

それから、出入りの際の確認でありますけれども、これについては、職員室が出入り口とちょっと離れたところがございますので、職員室から確認がなかなか難しいということもございまして、これにつきましては校長会の方からの要望もございましたし、私どもの方も学校のそういった実態もございまして、16年度におきまして、小学校が3校、それから中学校2校にカメラつきインターホンの設置の予算を現在盛り込んだところがございます。さらには、小学生を対象にしました防犯教室につきましても、これまで2校において開催をしております。今後とも危機管理意識の高揚に努めてまいりたいと、このように考えているところがございます。

それから、先ほどの学校配当から備品を学校管理費の方に回したということについてのご質問でございますけれども、大変説明が不十分で申しわけございません。これにつきましては、学校備品教材費等整備事業の学校施設用備品購入におきまして、昨年度につきましては187万の当初予算の計上でございます。小学校費で

ざいます。187万に相当する部分の16年度の予算につきましては29万7,000円でございます。したがって、この差額といいますか、減額については157万3,000円というふうになります。

一方、学校配当からこの科目に移した分につきましては、昨年度の小学校の配当の備品は、小学校全校合わせまして120万6,000円ございました。これの2%カットということで118万2,000円をこちらの方に予算計上させていただきまして、先ほどの29万7,000円と合わせますと147万9,000円の予算計上になる、こういう内容でございます。

委員長

12番、谷口委員。

12番

学校備品については、今日どのくらいやるのか知りませんが、明日、中学校の方で詳しく聞きたいので、どっちからどっちへどう動いたのか、わかりやすい資料を小学校、中学校あわせて資料として提出をお願いしたいというふうに思います。そっちは今日、議論しません。

朝食抜きの子供たちがふえてきているということなんですけれども、小学生でも14%も超えている、15%近い子供たちが、学級だとかいろんなあれによって違うんでしょうけれども、朝食抜きになってきている。そのアンケートを実施されているんですけれども、何のためにアンケートしたのか。それから、こういう結果が出てどういうふうにその後対応したのかとか、そういうことというのはやる必要がないものだったのかどうかと。

例えば、その家はたまたま朝食がある意味では当たり前というか、一家すべてがそういうサイクルの生活をしているんだと言えば、ある意味では2食の生活でいいと思うんですけれども、本来3食をきちんと——まあ2食でいいといたらちよっとまた誤解を与えても困るんですけれども、そういう生活スタイルの家と、それから本当であればきちんと朝、朝食をとらせて登校させなければならないのに、何らかの原因で子供に朝食をとらせないまま登校してくる子供がいるのではないかと、そういうふうに私も推察するんですよ。

そういう子が、例えば朝食をとらないだけではなくて、いろんな点できちんとなっているのかどうか。それが何かでいじめの対象だとかそういうことになるようなことはないのかとか、そういうきちんとした生活ができないことによる障害はないのかとか、いろんなことが考えられるんですけれども、そこをこういうアン

ケートをやった結果から、心配なこととか、そういうものをきちんと分析をしていくことが必要ではないのかなと。小学生と中学生では、特に中学生になればまた別な面も出てくるんでしょうけれども、そういうあたりをきちんと押さえていく必要があるんでないかなというふうに思うんです。子供は本当はしたくてもできないとかね。

それから、中学生になれば当然、朝寝坊だとかいろんなのも出てきますから、そういうのも原因としてはあるのかなというふうに思うんですけれども、そういうことをきちんと生かしていくということが大事ではないのかなというふうに思うんですが、その後の取り組みがあったのかなかったのか。それから、今後こういうことから何かをやろうとしているのかどうなのか、お尋ねをしたいというふうに考えます。

それから、不登校の問題なんですけれども、町内で小・中合わせて8名、2カ年連続で8名がいるという状況なんですけど、結果的に不登校の原因はどういうふうに押さえているのか。原因を押さえられる部分があるのか、全然押さえられない、そういうのもあるのか、その辺について説明をお願いしたい。

それから、管理体制の問題ですけれども、潮見高校でああいう事件があったということなんですけれども、学校というのは、ある程度開放されているのがある意味では当たり前かなというふうに私なんかは思っているんですね。あちらの扉をしななければならない、こちらを施錠しななければならない、そういう締め切られた環境というのが本当にいいのかなというふうに思うんですけれども、やはり子供の安全というものが非常に大事ですから、その対応をやはりきちんとしていかなきゃならないというふうに考えるんです。

そういう点で、今、出入りの確認だとか、何か業者にまで名札をつけてもらうというふうになっているみたいなんですけれども、こういうものがやられていく中で、それがスムーズな形でやられていけばいいんですけれども、非常にたどたどしいとか、教育的にも余りよくないとか、そういうのであってもまずいような気がしますし、学校が本当に身近なものに感じられるような中での安全体制をきちんと確立をしていかなきゃならないというふうに思うんですね。

それと、やはり学校というのは非常に広い敷地の中にいろんな構造を持ってつくられている施設であるということになると、ちょっとしたうっかりがすきになると

委員 長
教 委
指導室長

いうことも当然考えられますよね。そういう点では、インターホンに若干手を加えただけで済むかなという気もするんですけども、その辺ではもう少し防犯体制を強化していくということも大事ではないのかなというふうに考えるんですが、どうなのか。

それから、先ほどお答えになっていないんですけども、登下校時に不審な人に会っただとか、そういう報告だとか事案だとかいうのはないのでしょうか、事件になったならないは別にいたしまして。その辺についても説明をお願いしたいというふうに考えます。

教育委員会指導室長。

それでは、私の方から朝食の件と不登校の件についてお答えしたいと思います。

先ほどお話ししました13年9月の町研のアンケートでございますけれども、委員おっしゃるとおりに、なぜ食べないんだろうというのを分析した結果がここにあります。小・中ともに共通しているのが「食べる時間がない」と「朝寝坊で食べたくないから」というのが突出した数字でございます。まれに中学生になりますと、「ダイエットのため」というのは数人ございますけれども、ほとんどそういうことでございます。

町研の方でもこの結果を考察しておりまして、小・中学生とも、児童の生活習慣に起因することが非常に多いと。いわゆる基本的な生活習慣、何時にきちっと起きて、朝食をとれる時間にちゃんと起きるとか、そういう生活習慣がきちっとしていないんじゃないかということと、もう一つは、ちょっと数字はあれなんですけど、この中で朝食が用意されていない家庭が、ちょっと数字は大分昔ですが、約20軒ほどあります。いわゆる用意してもらえなかったという小学生ですね。そういうことも考察で書いてございました。

その中で、2年前、13年度の対応としましては、まず、養護教諭における朝食抜きの子供たちの指導を強化すること。それから、学級活動の中に健康・安全・保健指導という時間がございますけれども、その充実を図りましょうということ。それから、父母懇談会における情報の提供、啓発、今こういう状況ですよというのを、この3つ確認されて対応していきましょうということが、13年9月の町研のアンケートでございました。

次年度もそうですけれども、教育行政施行方針の中にも、センターの栄養士を学

校に派遣して食に関する指導を充実しましょうということで、各学校にもお願いしているところがございます。特に食については、私たちの体に非常に大きな影響を及ぼすというようなことで、この辺の充実を図っていきたいと思いますし、指導室の方でも子供たちの健康の面を重視しておりますので、ちょっと私の方からも、朝食だけじゃなくて健康面のアンケートをとらせていただきまして、この13年9月との比較とか、今現状どうなのかなというのを把握して、各学校に指導をお願いしようかなというふうに今考えてございますので、ご理解いただきたいと思います。

それから、不登校の件でございます。これは、基本的な生活習慣という意味では、朝食も関係してくる面もあるかなと思いますけれども、先ほどご説明しました小学生1名、中学生7名ですが、1名ずつお話ししますとちょっと特定個人情報にもなってきますので、雑駁な数字で申し上げますと、怠学傾向と不適應が大体半々でございます。中に、いわゆる心理的というか、引きこもりに値するなということでスクールカウンセラーの先生が入っていただいている子供さんも1人ございます。

昨年と違うのは、数字は同じでございますけれども、完全に学校に1日も登校できないという子は、昨年から比較するとぐっと減っております。30日以上ということでカウントさせていただいておりますので、それぞれ修学旅行に行けた、あるいは行事のときにも来れるよとか、社長出勤と言ったら変ですけどお昼ごろ学校に顔を出すよとか、そういうふうに学校に顔を出せるようになったという、少し進歩したな、学校の取り組みも頑張っていたという傾向にございます。

それからもう一つ、私が常々考えていることですが、小学生の数は少ないんですが、今、私たちは教育したよということで小学校から中学校あるいは高校に上げますけれども、子供たちに本当にその力がついたのかな。例えば、6年生の先生が「私が担任だったときにはなかったのに」と、そういう例があるとしますね。でも、それは先生の頑張りだけで不登校を未然に防いだけであって、その子が本当にしっかり力がついたかな、あるいは周りの子たちが困っている子を受け入れていかなきゃいけないよという思いやりですね、そういう子供たちをきちっと教育して身につけて中学校に行っているか、あるいは高校に行っているかと考えたときに、ちょっと不安を感じる場合がございます。親御さんも含めて「私たちは教育したんだよ」ではなくて、子供たちに本当にその力が身についたかという観点を私たちはこれから考えていかなければいけないということで、今年は小・中の連携を強化し

て、一貫した生徒指導、不登校対策をしていこうということで校長会でもお話をさせていただいたところでございます。

以上です。

委員長

教育長。

教育長

私の方からは不審者の件についてでございますけれども、児童・生徒指導連絡協議会というのがございまして、そちらの方の事務局からも連絡が入ってくるようになっております。昨年の暮れあたりからですけれども、7件程度入ってきておりまして、内容についてはいろいろなんですけど、いわゆる道路でいろんな言葉をかけられるというような内容です。その点については警察の方にも通報したり、それぞれ保健福祉課、各小・中学校にも連絡等をとっているということです。

先ほども委員の方からあったんですけれども、町民が子供たちを育てていくという上で、僕たちは声をかけようというふうな運動をやっているわけです。その中で、一つ間違えると、声をかけたら不審者と思われるみたいな子供を育てるのも、僕はいかがなものかなというふうに思うんです。ですから、逆に言うと、そういう名札等をきちっとルールを決めて入ることによって、逆にきちっとして入っている人には子供たちもきちっとあいさつしようというふうな形で対応しないと、大人を見たら不審者と思えみたいな格好になったんでは、非常に子供たちと地域の大人の人たちとの間もぎくしゃくしますし、そこら辺の部分というのは注意しなければならないというふうに思います。

というのは、不審情報の中にも、いや、本当に不審者なのかなというようなものもあります。というのは、例えば小学校6年の男子がコンビニのそばでにらまれたというんですね、にらみつけられたと。だけれど、にらみつけるという行為は受ける側の印象ですよ。ですから、その人は何も言っていないんですよ。ですから、その行為が本当に不審者だったのか。全く違うことですよ。その人が腹を立てていて、その子供とは関係なしにして怒っていたのかもしれないですよ。ですから、こういうのを考えると、余り行き過ぎて、道を歩いている人に、例えば僕が「おはよう」と声をかけたときに、「道を歩いていたら変なおじさんが声をかけてきた」というふうなことにはならないような、これも一つは大切なことかなというふうに思うんです。

ですから、そういう意味で言うと、学校の安全管理というのは、先ほどおっしゃ

られたように、開く中で、地域の人たちがどんどん学校に来てくれる中で、その地域の人たちも生徒を見る。その中でなおかつ、ふだん入ってこない人が来れば、かえってよくわかるというふうな状況をつくっていかなければならないというふうに思います。ですから、かぎ一辺倒で学校の管理ができるものではないというふうに考えますので、この点についても、地域ともども子供たちの安全を守っていく。今、それこそお店屋さんですとか床屋さんですとか、郵便局とかもそうですけれども、何かあったときにはすぐ駆け込んできてくださいねという連携もしておりますけれども、もっと進んでそういう地域との連携というのも考えていきたいなというふうに思っています。

委員長

12番。

12番

大体内容はわかったんですけども、生活習慣というかこういうことに対しては、やはり20軒も、朝御飯食べたくても食べて学校に来れない子供がいるというのは、ある意味では大変なことだなというふうに私は思うんですよね。これは何ぼ子供に指導してもだめなことですよ。ですから、それは、機会をとらえて父母の方々に理解をしていただいて、そういう体制をとっていただくということになっていかなければならないというふうに思うんですよ。そういう点では、今、指導室長が新年度へ向けての抱負を語られておりましたけれども、ぜひそういうことをやっていただきたいなというふうに思うんですよ。

それと、不登校の問題は、そのときそのときで随分内容も変わってきているのではないのかなというふうに思うんですけども、これも学校任せだけでもだめだし、やはり学校と先生の信頼関係がなくなったときに、父母の方々、子供たちがどうすればいいのかということがありますよね。

そういうことに対して、やはりそれを受けとめて親身になれる、そういう場がなければならぬというふうに思うんです。そうでないと、結果的に父母の方々、子供が真剣に解決をしようとしても、それに学校が対応してくれなかったとか、それを受けとめてくれる場がないということになると、やはり困ると思うんですよね。ですから、そういう対応が、やはり2弾、3弾、4弾というふうに、ここでだめでもここにありますよ、ここでだめだったらここにありますよというようにしてやらないと、どこかでもう色眼鏡になってしまっていて、あの子はこうなんだと、あそこのうちはこうなんだというふうに見てしまわないということが大事ではないのかなと

いうふうに思うんですけれども、そういう対策ではどういうふうになっているか、もう一度お尋ねをいたします。

最後に、小学校3校と中学校2校のカメラつきインターホンを設置する学校はどこなんでしょうか、それぞれ。

委員長

教育委員会指導室長。

教委
指導室長

まず、生活習慣の関係でございますけれども、委員おっしゃるとおりに、子供たちには罪のない理由も結構あるかと思えます。そういう意味では、保護者の方への指導といったらちょっとあれなんですけれども、子どもさんも含めまして、非常に基本的な生活習慣、これは食だけじゃなくて健康・安全すべて含めまして、非常に大事なんだよということで指導の充実を図っていききたいなというふうに考えておりますので、ご理解願いたいというふうに思います。

それから、不登校につきましては、私のところにも実は不登校を抱えているお母さん、本人には私は会えなかったんですけれども、わざわざ委員会の方においでいただいて教育相談をさせていただきました。これは、私の相談の結果がよくなったということじゃなくて、委員おっしゃるように、私が入ったことで学校と連携がとれたということで効果があったなと考えております。そういう意味では、指導室はもちろんのこと、学校カウンセラー、それから心の教育相談員、学校ときちっと連携がとれているかなと言われると、やはりちょっと自信がないときがあります。次年度は、そういうスクールカウンセラー、学校あるいは指導室等々連携をとって、その子に合った指導ができるように力を入れていきたいなというふうに考えております。よろしくをお願いします。

委員長

教育委員会管理課長。

教委
管理課長

学校の安全管理対策の一つでありますカメラつきインターホンの設置の学校でありますけれども、小学校につきましては、真龍小、太田小、上尾幌小の3校、中学校におきましては、厚岸中学校と太田中学校の合わせて5校でございます。

委員長

12番さん、いいですか。

12番

はい。

委員長

では、ほか、この項で先ほどの保留になった学校備品費等に関する部分は中学校費で答弁してもらおうということにしまして、ほかはございませんか。

(「資料の請求をしたいんです」の声あり)

委員長 はい。

9 番 小学校9校、中学校7校の児童・生徒数を学校別に出していただきたい。明日の朝まででいいです。

委員長 いいですか、教育委員会。

(「はい」の声あり)

委員長 本日は、この程度……

(発言する者あり)

委員長 1番さん。

1 番 293ページ、2項4目学校建設費というところに真龍小学校の改築事業が出てきているんですけども、このアウトラインだけで、概括的なものでいいですから、どんな学校をつくるんだということは非常に町民の間でも興味があるところなので、そういうものがわかる何か資料がありましたら出しておいていただければありがたいです。

委員長 教育委員会、いいですか。この2点について、それと宿題が1点、中学校費の学校備品等でやる。

(「資料」の声あり)

委員長 4番、何かありますか。

4 番 松岡委員と同じ内容なんですけれども、松岡さんは児童・生徒と言っていましたけれども、将来に向かって、やはりこの教育振興の中で学校の再編成ということもちょっとお聞きしたい。そういうことで、ゼロ歳児から学校へ上がるまでの子供の数、地域別にちょっと出しておいていただきたいんですが。

委員長 いいですか。ゼロ歳児というか、出生数というか、保育所あたりから始まるんですけれども……

(「学校別ですか」の声あり)

委員長 学校別というか、地域別ということで……。

(発言する者あり)

委員長 そのほかございませんね。

(なし)

委員長 なければ、本日はこの程度にとどめ延会したいと思います。

それでは終了します。ご苦労さまです。5時29分延会いたします。

明日は2目の学校管理費、289ページから。

閉会時刻 17時29分

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成16年3月23日

平成16年度各会計予算審査特別委員会
委員長